

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員（18名）	1
日程第1 会議録署名の指名	3
日程第2 議案第20号から日程第8 議案第26号	3
議案第20号令和5年度利府町一般会計予算について	4
議案第21号令和5年度利府町国民健康保険特別会計予算について	4
議案第22号令和5年度利府町介護保険特別会計予算について	5
議案第23号令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計予算について	6
議案第24号令和5年度利府町町営墓地特別会計予算について	6
議案第25号令和5年度利府町水道事業会計予算について	6
議案第26号令和5年度利府町下水道事業会計予算について	7
日程第9 議案第36号 利府町まち・ひと・しごと創生寄附基金条例	7
日程第10 議案第37号 令和4年度利府町一般会計補正予算	7
日程第11 一般質問	9
2番 渡邊博恵 議員	9
1 我が町のハラスメント防止対策について	
2 中学校部活動について	
13番 及川智善 議員	24
1 一般世帯への経済支援対策について	
2 文化複合施設第2期工事整備について	
3 LGBTなど性的少数者にパートナーシップ制度導入を	
15番 遠藤紀子 議員	43
1 子どもたちの遊び場の確保を	
2 町民活動へのさらなる支援を	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

令和5年3月定例会会議録（3月13日月曜日分）

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（18名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	羽川喜富君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	土村秀俊君
11番	木村範雄君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野渉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
17番	鈴木忠美君	18番	吉岡伸二郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務部長	後藤仁君
企画部長	鎌田功紀君
企画部財務課長	藤岡章夫君
町民生活部長	名取仁志君
保健福祉部長	鈴木久仁子君
経済産業部長	佐藤浩幸君
経済産業部商工観光課長	郷右近啓一君
都市開発部長	近江信治君
上下水道部長	鈴木義光君
会計管理者	折笠ゆき江君
教育長	本明陽一君
教育部長	菊池信行君

代表監査委員

宮城正義 君

事務局職員出席者

事務局 長

郷家洋悦 君

局長補佐兼議事係長

大枝大将 君

主 任

青砥裕司 君

議事日程（第3日）

令和5年3月13日（月曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第20号 令和5年度利府町一般会計予算
- 第 3 議案第21号 令和5年度利府町国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議案第22号 令和5年度利府町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第23号 令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第24号 令和5年度利府町町営墓地特別会計予算
- 第 7 議案第25号 令和5年度利府町水道事業会計予算
- 第 8 議案第26号 令和5年度利府町下水道事業会計予算
- 第 9 議案第36号 利府町まち・ひと・しごと創生寄附基金条例
- 第10 議案第37号 令和4年度利府町一般会計補正予算
- 第11 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまから令和5年3月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、11番 木村範雄君、12番 高久時男君を指名します。

なお、本日の日程につきましては、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

日程第2 議案第20号 令和5年度利府町一般会計予算

日程第3 議案第21号 令和5年度利府町国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第22号 令和5年度利府町介護保険特別会計予算

日程第5 議案第23号 令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第24号 令和5年度利府町町営墓地特別会計予算

日程第7 議案第25号 令和5年度利府町水道事業会計予算

日程第8 議案第26号 令和5年度利府町下水道事業会計予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、議案第20号令和5年度利府町一般会計予算から日程第8、議案第26号令和5年度利府町下水道事業会計予算までを、議事の都合上、一括議題とします。

本件について予算審査特別委員長の報告を求めます。委員長。

○予算審査特別委員長（遠藤紀子君）

令和5年3月13日

利府町議会議長 吉 岡 伸二郎 殿

予算審査特別委員会委員長 遠 藤 紀 子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、利府町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。

記

事件の番号、件名、審査の結果の順に報告いたします。

議案第20号 令和5年度利府町一般会計予算、原案可決すべきもの。

議案第21号 令和5年度利府町国民健康保険特別会計予算、原案可決すべきもの。

議案第22号 令和5年度利府町介護保険特別会計予算、原案可決すべきもの。

議案第23号 令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決すべきもの。

議案第24号 令和5年度利府町町営墓地特別会計予算、原案可決すべきもの。

議案第25号 令和5年度利府町水道事業会計予算、原案可決すべきもの。

議案第26号 令和5年度利府町下水道事業会計予算、原案可決すべきもの。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で委員長報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を省略し、直ちに案件ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第20号令和5年度利府町一般会計予算について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。最初に反対討論。10番 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） 議案第20号令和5年度利府町一般会計予算に反対いたします。

討論については、先ほど特別委員会で述べましたので、省略いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、賛成討論。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 議案第20号令和5年度利府町一般会計予算に対し賛成いたします。

討論は、先ほど予算審査特別委員会で述べましたので、省略いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第20号令和5年度利府町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡伸二郎君） 起立多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和5年度利府町国民健康保険特別会計予算について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

最初に反対討論。9番 安田知己君。

- 9番（安田知己君） 議案第21号令和5年度利府町国民健康保険特別会計予算に反対いたします。

討論は予算審査特別委員会で述べましたので、省略いたします。

- 議長（吉岡伸二郎君） 次に、賛成討論。4番 西澤文久君。

- 4番（西澤文久君） 議案第21号令和5年度利府町国民健康保険特別会計予算について、賛成いたします。

討論は先ほど行いましたので、省略いたします。

- 議長（吉岡伸二郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉岡伸二郎君） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第21号令和5年度利府町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（吉岡伸二郎君） 起立多数です。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和5年度利府町介護保険特別会計予算について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第22号令和5年度利府町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計予算について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第23号令和5年度利府町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和5年度利府町町営墓地特別会計予算について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第24号令和5年度利府町町営墓地特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和5年度利府町水道事業会計予算について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第25号令和5年度利府町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決

されました。

次に、議案第26号令和5年度利府町下水道事業会計予算について、討論、採決を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第26号令和5年度利府町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決
されました。

日程第 9 議案第 36号 利府町まち・ひと・しごと創生寄附基金条例

日程第 10 議案第 37号 令和4年度利府町一般会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第9、議案第36号利府町まち・ひと・しごと創生寄附基金条例及
び日程第10、議案第37号令和4年度利府町一般会計補正予算については関連がありますので、
一括して提案理由の説明を受け、案件ごとに質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、これ
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に追加提案いたします議案2件につきまして、御説
明申し上げます。

初めに、議案第36号利府町まち・ひと・しごと創生寄附基金条例でございますが、企業版ふ
るさと納税の拡大を図り、本町のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に必要な財源を適切に
運用していくため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、利府町まち・ひと・しごと創生
寄附基金を設置するものであります。

なお、追加提案となりました理由につきましては、先月末に1,000万円の企業版ふるさと納税
があったことから、これを効率的かつ効果的に運用していくため、基金の設置が必要となった
ものであります。

令和5年3月定例会会議録（3月13日曜日分）

次に、議案第37号令和4年度利府町一般会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億833万6,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、議案第36号利府町まち・ひと・しごと創生寄附基金条例で申し上げましたとおり、1,000万円の企業版ふるさと納税があったことから、関係予算を計上するものであります。

以上が、本定例会に追加提案いたしております議案2件でございますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第9、議案第36号利府町まち・ひと・しごと創生寄附基金条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第36号利府町まち・ひと・しごと創生寄附基金条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第37号令和4年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第37号令和4年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時25分とします。

午前10時15分 休 憩

午前10時24分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第11、一般質問を行います。

本定例会に通告されたのは、6名であります。通告順に発言を許します。

2番 渡邊博恵君の一般質問の発言を許します。渡邊博恵君。

〔2番 渡邊博恵君 登壇〕

○2番（渡邊博恵君） 2番、会派TEAMガンバリ府の渡邊博恵でございます。

本日は2点通告しておりますので、よろしくお願いたします。

1、我が町のハラスメント防止対策について。

カスタマーハラスメント（カスハラ）は、理不尽な要求や悪質なクレームがハラスメントの域に達したもののことを言います。カスハラに陥った場合、相手の言い分に振り回され、実際に苦しんでいる人が多いことも問題であります。カスハラが起きた場合、担当者任せでは、ストレスと無力感に心が折れ、休職や離職につながりかねません。カスハラ対策の根幹は、職員の保護であるので、職員の心身を守るための組織的対策が何よりも重要であります。

ほかのハラスメントもいろいろあり、パワハラ、セクハラ、マタハラ、モラハラ、スメハラなどあります。その中のパワハラについては、令和2年6月より、改正労働施策総合推進法、通称パワハラ防止法が施行されました。しかし、全国を見ても、残念なことに、依然として自治体職員へのハラスメントは後を絶たないように見えます。

町が発展し、よりよいまちになっていく上で、一番大切なのは人です。町の職員が元気であれば、町政も元気になっていく、人づくりこそまちづくり、そのためのハラスメント対

策は、どのようになっているのかをお伺いいたします。

（1）カスハラをどのような問題と認識しているのでしょうか。委託先や指定管理者が受けた場合の対応はどうでしょうか。

（2）パワハラに関する相談体制はどうであるのでしょうか。

（3）パワハラ防止対策の一つとして、上司だけでなく、同僚や部下など複数の関係者から評価を行う、360度評価を導入してはどうでしょうか。

2、中学校の部活動について。

中学生の部活動は、心身の健全な発達を促し、青少年の健全育成にも必要であります。少子化が進む中、将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保が大切であります。

令和4年12月に、スポーツ庁及び文化庁から、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが公表されました。土日の地域移行も含め、学校部活動の在り方をお伺いいたします。

（1）スポーツは、競技力向上や順位を争うだけでなく、心身を動かすことや楽しむことも目的の一つであります。部活動の現状と、行う環境は整っているのかをお伺いいたします。

（2）休日の部活動の地域移行に係る手順の流れがスポーツ庁から示されています。本町ではどのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、我が町のハラスメント防止対策については町長。2、中学校の部活動については教育長。

初めに、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 2番 渡邊博恵議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の我が町のハラスメント防止対策についてお答え申し上げます。

まず、（1）のカスハラの認識と、委託先や指定管理者においてカスハラが発生した場合の対応についてでございますが、カスハラの理不尽な要求や悪質なクレームは、あってはならないものと認識しております。

委託先や指定管理者がカスハラを受けた場合の対応については、契約書等では定めておりませんが、各事業者のクレーム対応に係る業務マニュアル等により、それぞれ対応している状況であります。また、事案の内容に応じて町に報告をすることとしており、事業者と協力しながら対応していく体制が構築されております。

次に、（2）のパワハラに関する相談体制についてでございますが、本町におきましては、年間計画として職員研修を実施するほか、各種会議や職員向け連絡掲示板で周知を行うなど、ハラスメント防止に向けた様々な取組を行っているところであります。また、職員一人一人がハラスメントを理解し、互いに尊重し、安心して働ける職場環境づくりを目指し、昨年7月に利府町職員ハラスメント防止指針を策定しているところであります。この指針の中では相談窓口についても規定しており、職員からの最初の相談対応を所属長が行うこととしております。さらには、相談できる環境として、総務課職員をはじめ、様々な部署や年代の職員で組織する職員相談室を設置し、早期に対応するとともに、外部の相談窓口として、公平委員会事務を委託している宮城県人事委員会においても対応していただくこととしております。

最後に、（3）の360度評価の導入についてでございますが、現在の人事評価制度を構築する際、部下が上司を評価する制度導入について検討を行いましたが、主観的な評価に偏る可能性や、全職員が評価者となるため、評価を気にした指導、評価に係る事務量の増加による負担などを考慮し、360度評価の導入はいたしませんでした。

なお、本町におきましては、人事評価制度とは別に、職員個人のモチベーションと組織のパフォーマンスを向上させることを目的に、全職員に対し、年1回の自己申告書の提出を求めています。この自己申告書は、総務部長を経由して町長に提出するもので、職場環境をチェックする項目として、自由に意見交換ができるかどうかといった職場の雰囲気や、上司からの指示、命令、助言の状況など10数項目について評価を行うほか、自由意見を記入する欄も設けており、議員御提案の360度評価の要素を一部取り入れている状況であると考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 2番 渡邊博恵議員の御質問の第2点目の、中学校部活動についてお答え申し上げます。

まず、（1）についてでございますが、現在の町内中学校の部活動の状況につきましては、新型コロナウイルス感染症感染予防対策を実施しつつ、利府町中学校部活動ガイドラインに基づき、各学校ごとに活動方針を定め、運動部に限らず、文化部においても休養日や活動時間など、適切な管理運営に努めているところであります。

設備面では、本年度は利府中学校のバスケットゴールの修繕を行いました。

なお、各学校から、その他、特に要望等は出ておりませんが、学校施設の修繕・補修が必要な状況となった場合には、迅速な対応に努めております。

次に、（2）についてでございますが、部活動の地域移行につきましては、宮城県教育長会

議におきまして、県教育長より、今年度内に県としての基本方針を示す宮城県版のガイドラインを策定予定であるとのことでありました。教育委員会といたしましては、今後、県から出されます県の方針を参酌し、部活動の地域移行を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） では、カスハラのほうから質問させていただきます。

先ほどの御返答では、各事業者のマニュアルで対応とのことですが、運営と設備においては、私は別であると思うんですね。運営面は確かに委託とか指定管理者かと思うんですが、設備においてはまた違うと思います。カスハラは行政全体の問題であり、全部情報を上げてもらうのが必要だと思います。事案の内容に応じて報告をもらうというのは、私はどうかなと思ったんですが。まず、例えばそういうカスハラが来た場合の初期対応の重要性、クレーム対応の基本スキル、クレームに対する体制を整え、現場の皆さんが安心して働ける職場にすることが不可欠であると思います。

では、もしそういうふうに、委託先や指定管理者がすごいカスハラを受けた場合、どのように対応してきたのか、しているのか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

全体的なこととしてお答えさせていただきます。指定管理者それぞれありますので、個別には把握はしていないところがございますけれども、先ほど町長の答弁にありましたように、その内容ですね、状況に応じて報告は受けているというところがございます。ただ、指定管理者のほうで全て完結できるものもございます。

何がハラスメントなのか、カスハラなのか、要求なのか、または何が苦情なのか、我々は業務を進める上で、意見を聞く、クレームを聞くというのは、これは通常の業務として捉えておりますので、何も聞かないということはありません。それをですね、ハラスメント、カスタマーハラスメントにつながらないような対応を、それぞれの事業者、我々職員も対応をしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 今お答えいただいたんですが、本当に現場ではいろいろなパターンのいろいろなカスハラが来ていると思います。その中でも、本当に多分本当に小さなことは現場で

対応できると思いますが、もっともっと大きい、何回も何回もクレームが来る、そういうので職員の方が疲弊してないかなと大変心配しております。ほかの自治体の話なんですけれども、すごく何回も何回もそういうふうにかスハラをされてきて、職員が本当に心を病んでしまった、そういうお話を聞きました。だから、そういう場合に、役場全体としてどのように職員を守りながら対応していくかというのは、本当に今後大事だと思います。

皆さんいろんな方々が、本当に自分の思い、狭い目線で、そこだけに特化していろいろクレームつける方もいらっしゃると思います。去年、実は私、そういうのに遭遇しまして、大変カスハラをなさってる方の暴言に対して、私は町に来て、顧問弁護士に相談したいと言いました。それで、多分顧問弁護士さんもいらっしゃると思うんですが、最悪の場合はそういうふうに、そういう体制も取っていらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

カスタマーハラスメントを含めて、職員の対応についてでございますけれども、お客様のやり取りの中で、話のほうのこじれるということがあるかないかもございますけれども、もしそういうふうになれば、担当職員1人には任せておかないで、必ず同僚、上司、場合によっては管理職、常にサポート体制を取るような指導、研修を含めて指導をしているというところでございます。

顧問弁護士の件についてでございますけれども、社会的責任というのがそこで発生した場合には、そういった相談はするかと思いますけれども、通常のハラスメント対策については、そこまで弁護士のほうのお力を借りないというふうなところで考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） そうですか。私は個人的に顧問弁護士に相談しました。なぜかという、カスハラに対する人の抑止力だと思ったんですね。あまりにも、職員に対してもすごい暴言を聞きました。本当にかわいそうなくらいでした。そういう情報はちゃんと共有なさっているのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

今回のハラスメント対策の中で、研修の中で私が申し上げてきたことなんですけれども、クレーム処理に関してでございますけれども、やはり共有するのが必要です。それはですね、ど

ういうクレームがあって、どういう対応をしたか、結果どうだとか、こういったものを全て残すように、共有できるようにという指導をしているところでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） それでは、本当に皆さん、職員さんを守るためにもしっかりとその体制を整えていただいて、心の病むことのないようにと願います。

次、パワハラに関する相談体制に移ります。利府町職員ハラスメント防止指針ということでしたが、皆さんにくまなく周知されているのでしょうか。全職員がそれを理解して、それを何かあったときに、ちゃんと気軽にできるようになっているかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

ハラスメント防止指針、昨年度7月に策定しております。この防止指針に対する研修は、実は昨年度、令和4年度だけで合わせて9回実施しております。全て外部講師もですね、職責によってはあるんですけども、全ての職責において、私のほうが9回にわたって説明をさせていただいております。管理職対象、それから補佐、係長対象、あとは一般職員、主事クラス対象ということで、3段階に分けて行っているところでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 9回も研修なされたということで、しっかりハラスメント防止指針もつくられたということですが、その研修を受けた、それを本当に実際に、その研修した内容を、自分がちゃんとそのようにしていただけているのかということで、利府町職員ハラスメント防止指針を、特に管理職は、その研修で学んだことをちゃんと実行できるように徹底しているのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

管理職に対しては、今年のみならず、昨年も私のほうが研修をしているところでございます。そこで申し上げたのは、もしかしたらです、もしかしたら総務部長のきれいごとでしようと思方もいるかもしれないですけども、あえて今回のハラスメント対策というのを、そうは思ってもあえて挑戦してください、ぜひ実施してくださいということで、私のほうから強く申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 強くそういうふうに伝えていただいたということなんですが、それが本当にそのようになっているかという、周りの方へのヒアリングとか、周りの方へのそういういろんな思いとか、そういうのはお聞きになっているのでしょうか。これをやった、絵に描いた餅ではないんですが、研修をやった、管理職に徹底した、それをちゃんとやっているかどうかは、管理職の本当に受け止め方と、何ていうんですかね、指導しているつもりが、相手がもしかしてそうでないかもしれないという場合があると私は思うんですね。

以前の話ですが、私はこの役場でパワハラみたいなことがあって、辞められた方のお話を耳にしております。それはもう議員になる前と、なつてからもありますけれども、辞めた話は議員になる前なんですけれども、そういうふうに、多分ずっと役場自体が頑張ってきたとは思いますが、実際にそういうふうに辞められたという、私が例えば、今度パワハラ的一般質問するんですって言ったら、こそつとそういう情報が入ってくる。以前のことであつても、確かにあつたというお話を聞きました。それが、多分辞めるときに、まさかパワハラがあつて辞めましたと言わなかつたと思います。自己都合でみんな辞めたんだと思います。でも、現場で今何が起きてるかという情報とかそういうのは、やりっ放しではなくて、研修したからいい問題ではなくて、それぞれが今どのように実践していただいているか、その辺はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

パワハラがあつたかどうかという質問について、質問とかそういうものは実施はしておりません。ただ、町長の答弁にありました自己申告書制度というのがございます。この自己申告書制度の中には、職場の雰囲気であつたり、それから職場の環境、仕事の進め方、あとは人間関係で悩んでいること、こういったものですね、自由に書けるところと、こういった項目で詳細に聞くものがございます。これもですね、私、総務部長を通じて町長・副町長のほうに提出されるものでございます。実際、中にはいろいろな悩み事、仕事の進め方等々の悩み事もございます。そういった場合には、私のほう、もしくは総務課長のほうから、本人の了承を得られれば相談を受け付けているところでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 自己申告書ということで、すると、皆さん悩みを本当に気軽にそれに書ける、本当のことが書ける体制なのかなって私は思うんですけども。ハラスメント防止指針で、職員からの最初の相談対応は所属課長となっていますが、もし所属課長からのパワハラを受けていたら相談できませんよね。総務の相談対応職員や県への相談もできないというか、多分自己申告書にも書けない、そういう人がいるのではないかと私は思えます。もし例えば現在起こっていたとしたら、パワハラを受けている本人には言い出せない状況かもしれないと私は思います。例えば、こういう状況を理解できるかどうか、町で。いろいろなちゃんとやっている、指針をつくっている、いろいろな相談体制をつくっている、だけど、本当にそういうことがもしかして起きているかもしれない。いろいろなところで起きています。私としては、本当にその部分をちゃんと理解できているかと。

この質問をするきっかけとなったのは、実は知り合いの方からこそつとされたことでした。県職員でした。県の本庁舎では、ちゃんとしたそういう研修を受けているので、多分上司の方も評価されるんだなと思って、気をつけているんでしょうけれども、本庁から転勤になった息子さんが、そこですごいパワハラに遭ってしまって、心を病んで、辞めたのが1年半前だというお話を聞きました。県庁できえもある。いろいろなところである。そういう部分を、だから、あってもその方はパワハラで辞めたとは言わなかったと思います。自己都合で辞めたと思います。そういう部分が職員の皆さんにもあるかもしれない可能性を、どのように認識されるというか、思うかお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

そういうふうな事態にならないように、我々は全体的なところでは研修というのを実施しております。また、職員個別のお話を聞く、そして自己申告書というのを実施しております。そのほか、次の質問にもあるんですけども評価ですね、人事評価のときに、管理職、課長、部長に対しては、年間3回の面談、個別面談を義務づけております。その個別面談というのは、各所属職員と課長が、各所属職員と部長が、個別に面談する機会でございます。その面談では、仕事の進め方であったりとか、状況であったり、あとは悩んでいること、その状況聞くこととなります。ただ、おっしゃるように、所属長に言えないということもございます。そういった場合には、総務課の職員相談室、あとは公平委員会、あとは共済組合から各職員に通知が出ているんですけども、心の相談室というのもございます。これは職場の悩みも相談できることになっておりますので、そういった様々な方法、対応をしながら、職員がハラスメントで辞め

るようなことがないように対応をしている、努力をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） いろいろやっていただいているのは分かっておりますが、ぜひ本当にそういういい状態であるのかどうかということ、何か調査する方法はないのでしょうかね。私はやっぱり同じ職場の人に相談をするということは、すごい皆さんためらうと思います。仙台市では、管理職の一部においては、下の職員さんが評価をして、課長を飛び越して、部長にそれを、評価ですね、部下から評価を出すんだそうです。だから、そういうふうに、多分嫌がるでしょうけれども、研修やっている、いろいろな指針をつくっている、そうではなくて、本当に一人一人の職員が、せつかく難関を突破して役場に入った、本当に希望を持って入った、そういう人たちが心を病むことなく、ずっと勤め上げてほしい、私はそう思います。本当に各部署に行って、いろいろなことを私も勉強させてもらったり、いろいろなことつないだりしておりますが、職員の皆さんの仕事ぶりには、いつもいつも感心しております。私が逆の立場だったらできるのかなって。モチベーションを上げるためにも、職員一人一人の心がちゃんと見えるような、上司が研修受けたからといって安心しないで、ちゃんとそういうふうに、同じ指導でも、今は褒めて育てる、いいところを伸ばしてあげる、モチベーションを上げる、人材流出にならないように、離職しないように。

それでは、職員の離職率はどうでしょうかお伺いいたします。分からなかったですか。じゃあ、いいです、それはいいです。

結局、そういうふうに以前私は聞きましたので、パワハラで悩んでしまって、もうここにいたら自分が心を病んでしまう、病んでしまった、それで辞めたんだというお話を何件か聞いておりますので、そういう部分を含め、しっかり分かっていたきたいと思います。

それでは、次に、3番の360度評価に対して質問いたします。評価を気にした指導とか、評価に係る事務量の増加による負担などを考慮し導入してないということでしたが、この360度評価というのは、事務量の増加ではなくて、これはもう外部委託だと思っております。これをすることによって、やっぱり皆さんが今どのようなことを、受け止め方ですよね、だから、言葉ってナイフのように突き刺さることがありますので、やっぱり皆さんからの、職員からのそういう評価も私は必要だと思います。それがパワハラを抑止力になるんだと私は思っております。

財務省では、風土改革のために360度評価を導入しております。経済産業省なども導入してお

ります。パワハラ防止のために、我が町でも360度評価を今後ぜひ検討していただきたい。導入のための検討をしていただきたいと強く願いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

現在、利府町のほうで実施している人事評価というのは、おっしゃるとおり360度評価ではございません。あくまでも職員の能力に応じた絶対評価という対応を行っているところでございます。相対評価という言い方はあるんですけれども、相対評価ではなくて絶対評価という認識をしていただきたいというふうに思います。

この360度評価、多面評価ということをおっしゃる場合もあるんですけれども、実は町長の答弁にありますように、検討しております。ただ、我々の組織の部分では、やはり主観による評価というのが大きく出るんじゃないかということです。変な言い方をすると人気取りになってしまうというふうになることも考えられます。そういった場合に、正しく評価できるのか、絶対評価、能力の部分の評価ができるのか、あと、年下の方が上司を評価する際に、遠慮して適切な評価ができるのかどうかという、ちょっと心配もありましたということから、現在は、上司が部下を評価するという絶対評価を取り入れているところでございます。現在のところ、この絶対評価、人事評価が始まってから十数年になりますけれども、この評価をしばらく続けていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 絶対評価ということですが、やっぱり職員の皆さんが、本当に本当のことを言えるような体制、被害の申告、相談の仕組み、調査手続の設定、内部調査では公平性が疑われる場合、外部の有識者による調査委託の必要もあると思います。360度は本当にいろいろな、国でも導入しておりますし、すごい何ていうんですか、輝いている利府町が、他市町村より先にこれを例えば導入したら、大変目立つと思います。これは職員の、本当に職員、それから皆360度の評価なので、皆さんが同じことを言うのに、もう少し指導できついことではなくて、言い方を変えて、今言い方変えるという、それが相手のモチベーションを上げるという本もたくさん出ております。そういう部分で、できないできないではなくて、ぜひこの発展していく利府町のためには、ぜひこの360度評価導入を検討していただきたいと強く思います。

では、次に行きます。

中学校の部活動についてですが、先ほど、休養日や活動時間、学校設備環境など適切な管理

運営を努めているとの返答でございますが、3つの中学校でどれくらい的人数が運動の部活に入って、指導体制、場所、用具などの環境はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 渡邊議員の再質問にお答えいたします。

町内の中学校3校で、これは卒業しました3年生も含んでしまいますが、合計1,094人の生徒が運動部のほうに所属しております。

活動環境についてでございますが、学校管理下の中で、校内の施設や用具を使用しまして、また、活動時間内で、生徒たちが工夫をいたしまして、効率的に活動していると報告を受けております。したがって、現在のところ、部活動をする上での環境に大きな問題はないというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 1,094人が活動をちゃんとやってるということで。

それでは、人数が多い部活と少ない部活についてお伺いいたします。少ない部員の部活動、例えば試合に出られないとか、そういうのありましたら、今後どのように考えているのか。それから、大会、中体連などはどのようになっていくのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の再質問にお答えいたします。

人数の多い・少ないの部活動、確かにございますけれども、部活動につきましては、学校長の責任において、例えば、少ないので廃部にする、休部にする、または、要望が多いので新たに設置するという事を、学校長の責任において検討を行い、決めておるものでございます。

また、中体連等の大会参加につきましても、中体連の、あるいは主催する競技団体の規定がございます。例えば、複数の学校で一つのチームをつくっていいよとか、それは駄目ですよとか、そういった規定がございます。そういったものを受けまして、学校の判断で進めておるところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 学校の判断ということで、了解いたしました。例えば、人数が多い部活があると思うんですが、それも、じゃあ学校、そちら中心なのでよく分からないということでしょうかね。

では、例えばの話を見せていただきます。私は利府中の弓道部を見てまいりました。弓道場を見てまいりました。部員が56人だったと思うんですけれども、すごい人数でびっくりいたし

ました。それを見に行ったときに、とても古くて、狭くてびっくりしたんですね。3人しか立てないのに、委員が五十何人もいる、そういう状態で、古いに建物に裸電球が1個あって、冬に、日が短いとき、この裸電球1個なんですよというお話を、実際を見てきました。人数が多いので、本当に大人気の部活なんだなどは思いましたけれども、このような施設は、私の娘も弓道部でしたが、40年前からそのままだと思います。すごい、そして、土地も借りているということで、周りは竹やぶとかやぶがあって、すごい狭くて、何か皆さん本当に、こんなに大人気なんだなと思って見てきました。人数が多いので、思いどおりの練習ができていないのではと思っておりました。

例えば、こういう状態を、教育委員会は学校から上がってこないと把握できないんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 再質問にお答えいたします。

まず、教育委員会が学校の部活動の視察等ということでございましたけれども、生徒たちが部活動を行っている場面を参観するということは、実は行っておりません。ただし、活動場所であります体育館や校庭を含めまして、教育委員会の学校施設の視察等は、年度初めに実施しております。そして、その際に、教頭先生や校長先生などからも要望聞き取り等を行っておるところでございます。また、そのほかにも、施設係や教育相談員等も定期的に学校を訪問しております。また、そのほかにも、施設係や教育相談員等も定期的に学校を訪問しております。また、そのほかにも、施設係や教育相談員等も定期的に学校を訪問しております。また、そのほかにも、施設係や教育相談員等も定期的に学校を訪問しております。また、そのほかにも、施設係や教育相談員等も定期的に学校を訪問しております。

また、人数の多い部活動の活動ということでございますが、利府中学校の弓道部に限らず、例えばテニス等とか人気なんですけれども、テニスコートが1コートしかないとかいうところもございます。そういった場合なんですけれども、子供たちですね、与えられた環境を有効に活用して、充実した活動するために、それぞれ工夫をしているところがございます。例えば、学年に分けて、あるいはチーム内でグループを組んで、そこでローテーションを組みながら、時間を区切ってコートなりを使用していくとか、そういった活動、工夫をしてやっております。そういった工夫を代々先輩方から受け継いだり、あるいは新しい工夫等を自分たちで考え出すと、こういったことも学校教育でありますので、部活動の大きな意義の一つかなというふうに捉えているところがございますので、御理解いただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 例えば、例で弓道部お話させていただきましたけれども、弓道部って、この間、県スポーツ協会の人とお話ししたときに、利府中のお話をしたときに、わあ、すごい

ですねって、中学校で弓道部があるんですかというお話になったんですね。すごいことだなくて、しら中がなくなってしまって、大変私は残念だったと思うんですね。今、例えばしら中がもうなくなるよって言われたときに、新1年生になるお母さんが、いやあ、うちの子は弓道部に入ろうと思ったのに残念でしたという話で、そちらのほうも見せていただきましたけれども、何か利府中よりしら中のほうが立派なように見えました。

先ほど、新たに設置という話もありましたけれども、例えば、少子化で大変なんでしょうけれども、そういうふうにしてほしい要望があったときは、新しくそういうのは設置していただけるんでしょうか。私は、しら中の弓道部の場所も、大変もったいないなと思って見てきました。

それから、町長主催の流鏑馬、あそこで私も弓道の体験をさせていただきました。それがきっかけで、私のやっているりふスポーツクラブで、弓道体験じゃなくて、いやあ、みんなでやりたいねという話になって動いたんですが、なかなか、せっかく体験したことが、なかなか、弓道部はもう難しく、素人にはできないよって娘にも言われましたけれども、今回も、次年度、新年度もやりますよね、流鏑馬ね。せっかくの弓道という、私は利府中を見に行ったときに、顧問の先生と教頭先生とお話ししたときに、いやあ本当にこの弓道ということが、利府町でも何かどこかに施設ができて、しら中でも復活できるような、それから、経験者のOBの人たちが、本当にできるような施設ができたなら最高ですねというお話をいただきました。その件に対して、町長はどう思われるかお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 今のは、町長の思いを聞くんですか。

○2番（渡邊博恵君） すみません、今後弓道部の在り方というか、せっかくきっかけをつくったのに、もう少し私としては利府中の、ほかにもテニスコートとかいっぱいありますけれども、利府中の弓道部整備ができないかということで、本当に今回は一般質問に入れたんですけれども、その辺はどう思われるか、町長お願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育長。

○教育長（本明陽一君） 私のほうからお答えいたします。

中学校の部活動について、議員御承知のとおりだと思いますけれども、子供たちの自発的活動なんですね。これを行って統括しているのは、もちろん校長なんですよ、各学校の。教育委員会でないんです。誤解されているところがあるかもしれませんが、学校長が責任を持って行っておりますので、子供たちから要望が学校に出されて、そして、校長がどのように考え、学校がどのように考えて、教育委員会に要望してくるかということなんですね。だから、私がやりたいからって、教育長がやりたいから流鏑馬やるとかサッカーやるとか、そういった

ことできない。私もサッカーずっとやってきた人間なんですけれども、そういったことができないというのが現実。ただ、子供たちの要望がいっぱい出されて、各学校でどのように受け止めてやっていくか。ところが、今実際に子供たちの数が減っています。ですから、野球やりたいという子供たちが野球ができなかったり、サッカーができない子供たちが中学校3つで組んでサッカーやったりということも出てきているんですね。ですから、今非常に難しい状況で、地域に戻しなさいなんていう考え方もあるんですけども、今校長なんかとも考えながら、県から指針出されるようですから、それを受けながら進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 私の認識が甘かったということで、学校単位ということで、それでは、学校のほうから要望を上げていただければ、整備の可能性もあるということでしょうかね。

それから、もう一つ、先ほど、部活動の環境が整っているというお話でしたが、では、しら中の件に関して質問させていただきます。しら中の体育館の雨漏りをされていて、そこで使っている夜の父兄の方から、雨漏りしているときに中学生が、生徒が部活動でやったときに、滑って転ばないかしら、安全性は大丈夫かしらというお話、要するに、雨の日に部活を体育館でやっていたときに、雨漏りしているので、そこで滑って頭を打たないかしらとか、けがしないかしらって、私はお話を2年くらい前にいただきました。その部分の、例えばそういう環境ですね。だから、私が今回は、環境は整っているのかということで、先日、それも学校で、学校長も言わないとならないことなんではないでしょうか。私は校長先生にもお会いしてきました。何回も要望しているんだけどね、雨漏りの件という話だったんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 渡邊議員の再質問にお答えいたします。

時期のこともあるかとは思いますが、しらかし台中学校の体育館につきましては、雨漏りにつきましては、令和3年9月に修理をいたしておりまして、それ以後は学校からも雨漏り等の報告はございません。部活動のみならず、体育の授業等でも支障ないというふうに報告されております。

先ほどもお答え申し上げたとおり、施設係等ですね、定期的に学校にも伺っておりますけれども、しらかし台中学校は雨漏りの報告は受けていないというところで、御了承いただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） それでは、もう一度私も学校に行ってみます。本当にお子さんのための健全育成と、そういう部分で環境をしっかりと整えていただいて、少子化にもかかわらず、そういう頑張っているお子さんたちのためにも、一つ一つの環境を本当に、じゃあ各学校の校長先生に考えていただいて、リストアップして、教育委員会にお願いするようにお話ししてまいります。

次に移ります。

休日の部活動の地域移行に係る流れをどのようにということで、本当にこれは、私、おとしの12月に一般質問をさせていただきました。大変難しいことで、本当は国は令和5年度からやりたかったんですが、そう簡単にできる問題ではありませんでした。私も県スポーツ協会といろいろな研修、それから資料をもらい、これは大変なことだなと大変思っておりました。簡単にはできないですよ、そう思います。そして、先日の新聞に、9日に地域移行に向けて、県教育委員会はガイドラインの素案を固めたと新聞に載っておりました。2024年度から本格的に始め、移行完了時期の目標は設けずに、地域の実情に応じて進める方針ということで、大きく方向転換をいたしました。市町村には、学校や関係団体を集めた協議会の設置を求めていますということですね。一つ一つが本当に大きなことで、大変なことだと私は思います。

それで、県のスポーツ協会の方とも、そういうセミナーとかあったときにお話をする機会がありまして、難しいことなただけけれども、町の方針、地域に応じた移行ということで、町の方針として、地域の現状に合った移行はどのあたりを目指しているのかということで、それがすごく大事なんだということで、その辺はどのように今考えてる途中かお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 再質問にお答えいたします。

今、渡邊議員がお話しのとおり、非常にこの問題はいろんな課題を含んでおりまして、どの一つを取っても、なかなか簡単に解決できるようなものではございません。議員も今おっしゃいましたけれども、移行期間も変わったりしておりまして、取りあえず令和5年度、来年度ですけれども、1年間は移行検討期間というふうに定められております。したがって、本教育委員会といたしましても、1年間、じっくりという言い方あれかもしれませんが、まずは子供たち、学校の状況、要望を聞く、それから保護者のほうのやはり要望等も、お考え等もあるかと思しますので、そういったものを確認する、そして、近隣の市町村、中体連というのは一つの町ではありませんので、そういったこともありまして、中体連のこともありますので、近隣の市町村との情報交換も行うというようなことをいたしまして、まずは丁寧に慎重に、

一番は子供たちが活動する場所がなくなったりとか、やりたいのにやれないというようなところにならないように進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 本当に問題が山積みで、大変なことだと私は思います。本当に。私もスポーツクラブの代表をしておりますが、例えば、中学校で日中に指導している先生と、土日に指導する先生が違った場合、私自身も今経験しているんですが、違うんですね、教え方。それから、何ていうのかな、子供たちの目線に下がって、ちゃんとそういうふうに指導ができていくか。昔のまま指導している方もいらっしゃると思いますので、今は違います、本当に。そうすると、子供たちは指導者のあれによって違いますので、地域移行も大変なことだと思います。今の子供たちは本当に褒めて育てる。指導者の質も問われますので、県としては、指導者の人材バンクもつくるようなことが新聞に載っておりましたので、本当に参考にしながら、ゆっくりゆっくり進めていただきたい。そして、私もそういうのに、スポーツ関係やっておりますので、ぜひ協力をしながら、お手伝いをしながら、何かありましたらどうぞ協力して進めていっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、2番 渡邊博恵君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は11時25分とします。

午前11時13分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番 及川智善君の一般質問の発言を許します。及川智善君。

〔13番 及川智善君 登壇〕

○13番（及川智善君） 13番 及川智善でございます。

今回は、3問質問しておりますので、誠意ある答弁をお願いいたします。

それでは、読み上げます。

1、一般世帯への経済支援対策について。

ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー不足や、食料品不足などより、国内の物価上昇は、歴史的な物価高の状況、状態の中にあります。総務省統計局の調べによると、経済指標と

令和5年3月定例会会議録（3月13日曜日分）

なる消費者物価指数（生鮮食料品、エネルギーを除く）の一般的な指数は、昨年1月と比し4.3%の上昇率に達しています。電気料金は、令和4年12月の燃料費調整単価の見直しにより、1・2月の各家庭電気料金の支払いは、高額負担となっています。さらに、東北電力は、本年4月から平均32.94%の値上げを経済産業省に申請しております。終わりの見えない物価高に、町民はふだんの暮らしに疲弊しております。町民の暮らしと命を守ることは、町の責務と考えます。このことを踏まえ、次の点を伺います。

（1）一般世帯向けの無利子緊急小口貸付制度を創設してはどうか、町の考えを伺います。

（2）以前、コロナ交付金を活用して、水道料基本料金を一定期間減免していたが、経済支援対策として再度検討すべきではないか、町の考えを伺います。

（3）定額給付金、電子マネー、割増商品券の発行など、早急な支援策が必要と考えるかどうか、お伺いします。

大きい2番目、文化複合施設第2期工事整備について。

利府町文化交流センター（第1期工事、リフノス）が、令和3年7月に供用開始となって以来、既に約30万人の利用があったと報告がありました。文字どおり芸術・文化の拠点として施設の運営がなされ、町民に親しまれております。令和元年6月の一般質問において、第2期工事の建設整備予定をただしたところ、令和3年から7年の予定で工事を進めるとの方針でありました。このことを踏まえ、次の点を伺います。

（1）第2期工事着手が遅延している要因は何か伺います。

（2）今後の整備計画について、どのように進めていくのか方針を伺います。

（3）整備費用、維持費用など、多額の費用を予算措置しなければなりません。費用対効果について考えを伺います。

大きい3番目、LGBTなど性的少数者にパートナーシップ制度導入を。

同性愛者の方は一定数存在しますが、今の日本の法律において、結婚は公的に認められておりません。このため、公営住宅に入居できない、遺産相続ができない、保険金の受け取りもできないなどの問題があります。本町としても、多様性を尊重した寛容な社会を実現させるため、婚姻に相当する関係を認める、パートナーシップ制度の導入を検討してはどうか、考えを伺います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、一般世帯への経済支援対策について、2、文化複合施設第2期工事整備について、3、

LGBTなど性的少数者にパートナーシップ制度導入をについて、いずれも町長。

○町長（熊谷 大君） 13番 及川智善議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の一般世帯への経済支援対策についてお答え申し上げます。

まず、（1）の一般世帯向け無利子緊急小口貸付制度の創設についてでございますが、議員御指摘のとおり、昨今の歴史的な物価高は、生活困窮者のみならず、一般家庭の暮らしにも影響を与えていることを認識しております。

町といたしましては、これまで非課税世帯や子育て世帯向けの給付事業や農業、漁業、畜産業を営む方々に対し補助金等の支援を実施してきたところであります。現在、一般世帯の方へは、社会福祉協議会が実施している生活安定資金貸付事業を紹介し、相談を含めた総合的な支援に取り組んでおります。また、勤労者の方には、町が実施している勤労者生活安定資金融資制度を案内し、一般生活資金や教育資金などの用途に応じて融資を行っております。失礼しました。用途に応じて融資を行っておりますので、現時点で、一般世帯向けの無利子緊急小口貸付制度を創設することは考えておりません。

また、（2）の水道基本料金の減免についてでございますが、町では、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会的・経済的な状況を踏まえ、国の地方創生臨時交付金を活用し、3か月分の水道基本料金について全額減免を行い、また、本年度においても、急激な原油価格や物価の高騰に対する経済支援対策として、7月臨時会において補正予算を編成し、同様の減免措置を3か月間実施し、経済支援策を行ってきたところであります。

しかしながら、昨今の原油価格や物価の高騰は、町の水道事業経営にも大きな影響を与えており、現在のところ、公営事業として、コスト増額分の転嫁を町民の皆様にも求めることがないよう、最大限の努力を図りながら、水道料金の現状維持に努めてまいりたいと考えております。

このようなことから、議員御指摘の水道基本料金の減免措置につきましては、有効な経済支援対策の一つとして捉えておりますが、多額の財源を要することから、今後も国の動向を見据えながら、町民の皆様へ幅広く行き渡る支援策を検討してまいります。

また、（3）の早急な支援策についてでございますが、議員御指摘のとおり、ロシアのウクライナ侵攻を契機とする物価高騰など、一段と厳しい環境に置かれていると認識しております。

町は、これまで国の地方創生臨時交付金を活用し、水道基本料金の減免や小中学校給食費の支援、町内保育施設等への給食賄材料費補助や割増商品券の販売など、生活支援と経済支援の両面から取組を行ってまいりました。また、新たな枠組みとして、国が創設した電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し、

1世帯当たり5万円の給付や、子育て世帯生活支援特別給付金として、独り親世帯へ、児童1人当たり5万円の給付を行うなど、町民の皆様の負担軽減につなげてまいりました。

今後も長引く物価高騰に対応していくためには、まずは国が一元的に方針等を示した上で、県や市町村が、地域実情に即した、きめ細やかな支援策に活用できる交付金の創設などが必要と考えております。

こうしたことから、町といたしましても、国の動向を見据えるとともに、町村会などを通じ、新たな支援制度の創設や交付金の増額などについて、引き続き、国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、第2点目の文化複合施設第2期工事整備についてでございますが、（1）から（3）までは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

まず、リフノスにつきましては、令和3年7月の開館以来、新しい町の文化振興の拠点として、多くの町民の皆様や文化芸術団体に御利用いただいているところであり、また、将来的に市制に移行した町の姿を鑑みますと、第2期工事の実施は必要であると考えております。

議員御承知のとおり、リフノスの整備につきましては、当初の計画では、第2期工事分も含めて一括して整備することとしておりましたが、資材高騰や町の財政状況を考慮し、工期を2つに分けて整備する計画に変更した経緯がございます。

第2期工事につきましては、平成30年3月に策定した利府町文化複合施設管理運営基本計画において、令和3年から着手する予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や、これまで建物の本体工事のみで約17億円と見込んでいた整備費用が、昨今の資材高騰の影響を受けていることに加え、舞台装置、外構工事などの附帯工事を含めると、約2倍以上になるものと試算しております。このようなことから、慎重な対応を余儀なくされ、着手が遅れているところであります。

今後の整備計画につきましては、リフノスの利用状況の把握や分析を行うとともに、町民の皆様や利用者の御意見を十分にお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

また、整備費用及び維持費用につきましては、社会資本整備総合交付金などの補助金や、企業版ふるさと納税などの財源確保に努めるとともに、官民連携による民間活力の導入等により、費用対効果を高めながら、さらなる文化振興につながる運営内容を検討してまいります。

最後に、第3点目のパートナーシップ制度の導入についてお答え申し上げます。

この制度は、性別に関わりなく、パートナーが婚姻に相当する関係性であることを行政機関が公認するものであります。多様性を尊重し合う社会につきましては、社会全体で多様な性の

在り方へ理解促進が進みつつあり、さらに人権上の配慮や支援への検討が、国をはじめとして様々なところで進められてきていると認識しております。

令和3年6月定例会の一般質問において答弁しておりますように、パートナーシップ制度の導入につきましては慎重に進めていく必要があることから、国の法整備の動向を見据えながら、調査・研究してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ここで昼食のため休憩とします。

再開は13時ゼロ分とします。

午前 11時36分 休憩

午後 0時54分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問の発言を許します。及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、再質問させていただきます。

まず、質問事項の1番の一般世帯への無利子小口の緊急貸付制度の創設についてということ、答弁では、一般世帯の方への貸付けについては、まず一つ目に社会福祉協議会の生活安定資金貸付事業を紹介しているという答弁がありました。私もホームページで確認させていただきましたけれども、社会福祉協議会のですね、これを見ますと、貸付け対象という方は、町内に居住する低所得者の方に貸付けするというので、低所得者等というのは障害者・高齢者も含むということなんですけれども、私お聞きしているのは、一般の世帯の方へのということで質問しているわけでありましてけれども、これについては問いに答えていないと思うんですが、この辺についてお聞かせ願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） 再質問のほうにお答えします。

利府社協で独自にやっている生活安定資金につきましては、低所得者向けという形になっておりますが、県社協のほうで行っている部分につきましては、一般世帯ということで、福祉資金や教育支援資金など様々な貸付けを、無利子で貸付けを行っておりますので、そちらのほうの既存の貸付けの部分を活用しながら、現時点での町独自のは考えていないという状況になっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） ですから、社会福祉協議会では低所得者の方への対象ということですよ

ね。後段に言われたのは町でやっている部分ということなんですけれども。

その中でですね、今、事業で、いわゆる生活安定資金の貸付事業、社会福祉協議会で実施している分なんですけれども、借用条件としてということで、連帯保証人1名と、それから地区担当の民生委員の署名が必要というような、こういうとてもハードルが高い条件がついているんですね。これ貸付限度額5万円以内でありますけれども、町では、社会福祉協議会の、今のね、この制度についての直近の利用状況というのは、情報を把握しておりますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

生活安定貸付資金ということで、低所得者向けに貸付けしている部分につきましては、利府社協独自で実施しているものですが、令和4年度では3件、令和3年度が1件ということで、状況に応じながら貸付けを行っているところについては把握しているところです。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 非常に少ないケースだということですね。やっぱり申し上げましたように、せっかくこの制度があるのに、連帯保証人1人、それから民生委員の方も署名が必要だと、署名が必要だということなんですけれどもね、そこまで低所得者の方に求める必要があるのかなど、条件としてね。だからもっと借りやすい体制というか、整備をしたらいいんじゃないかなど。つまり、自分が生活資金のためにお金を借りるということを、民生委員の方にも、民生委員の人にもあからさまに、何か情報が抜けてしまうというかね、そこまでして、んじゃあいわというふうに考える人も出てくるかもしれない。この辺の緩和策というのは考えられないかどうか、ちょっとお伺いします。社会福祉協議会所掌であればそれで、そういうふうに答えていただければ結構です。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

こちらの制度につきましては、社会福祉協議会で実施しておりますので、状況に応じて、緩和できるかできないかについては、後ほど確認しながら、貸しやすい制度になれるようには助言を進めていければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 次に移ります。

勤労者の安定一般貸付金ですか、これは労働者対象ということなんですけれども、今年の融資状況を見ると、4年の12月31日現在、ゼロ円ですね、これね。利用されていない状況にあり

ますけれども、今の不景気の状況の中で、これを利用してないということは、この要因はどのように分析されていますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

今、議員のほうから利用がされてないということですが、こちらで調べております数字では、一応4年度の、令和4年の12月末現在で、利用件数が71件となっておりますので、利用していないということではないということで、御理解いただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 今部長がおっしゃったのは、71件というのは、要するに生活普通資金とこの貸付けて、教育とか車とかいっぱいありますよね。それらも含めて71件ということですか。ちょっとその辺についてお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

件数はですね、一般生活資金が1件、教育資金が30件、それから自動車資金が40件、福祉資金のほうは利用がないということでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） ですから、普通貸付、特定しない、目的を、一般の生活資金としては利用者が少ないという事実はあるわけでありまして。行政で行う金融貸付けについては、商売ではないのでですね、商取引でないから、明確な目的を持った貸付制度を創設しなければならないということは十分承知しています。ですから、営利目的ではないので、行政が定める利子に関してはかなりの裁量権があると思うんですね。だから、その辺の、今の私の質問の趣旨である、一般世帯向けの無利子小口の緊急貸付制度を創設したらどうかということなんです。現時点で考えていないということなんですが、何が基本的にネックになっているのか、もう一度お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

県社協等で行っているのは、低所得者だけではなく、やはり貸付けが必要な部分というところでの貸付けが実施されているものと捉えておりますので、そちらのほうにつなぎながら、既存の貸付けシステムの中で対応できればなと思っています。

なお、コロナが5類に移行し、日常生活が戻ってきた中では、やはりこういった貸付けが必要な方とか、生活に困る方が出てくるというのが想定されますので、町としましても、きめ細やかに相談に応じながら、必要な制度につないでいきたいなというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 了解しました。

次に、水道料金、水道の基本料金の減免についてお伺いします。

前回やっていただいて、町民の方にも喜ばれていただきました。電話も何本か入って、すごく助かった、よかったという声が多かったと思います。コロナ禍ということで、そういう制度を、もちろん交付金も利用して、活用してということで、すぐにできたというところもあります。すぐにできたけれども、一般会計からの繰入れとか、いろいろなことをやりながら、工夫しながら、前回は実施したということであります。

今回、前回の経験を踏まえて、仮に水道基本料金を1か月減免するとなると、各家庭、事業所の基本料金は幾ら減免になるのか。また、合計の減免・減額はどれくらいになるのか、その点について、部長、お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木義光君） お答えいたします。

水道料の基本料金の減免につきまして、1か月減免した場合の想定金額になりますが、今年度減免した分で申し上げますと、1か月当たり2,020万5,000円ぐらいの減免ですね。件数としましては、1万3,900件ぐらいの件数となります。1件当たりでございますが、標準的な家庭ですと、口径によって基本料金違いますけれども、一般的な20ミリの場合で申し上げますと、1か月当たり1,397円、税込みでございます。3か月減免した場合だと4,191円ということになります。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 1,397円でも、もちろんありがたいことですよ、毎月の。1か月でそれくらいということで、今度、問題は何か月やるかではなくて、少しでもお困り、今の生活状況、物価高の中で、予算の範囲内でこれだけ支援、これだけというか、支援してあげる可能性というのをね、追求する必要があるんじゃないかなと思うんですね。ですから、水道事業会計については、毎年健全財政ということは、皆さんも決算委員会などで、皆さん承知していると思うんですけども、財政指数も問題なくて、安定した状況を継続していると。

先ほど、答弁によりますと、水道事業への経営の影響もあるというような答弁でございましたけれども、具体的にどれくらいの影響で、どの分野が影響出てくるということなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木義光君） お答えいたします。

影響額ということなんですけれども、現在の物価高騰の影響ということだと、電気料金の高騰が大きく影響を受けていると。浄水場とか配水池などの施設は常時稼働していることから、大きく影響を受けているという状況でございまして、今年度におきましては、12月補正予算で動力費、こちらを649万円増額補正をしております。また、令和5年度の当初予算におきましては、同じく動力費ですが、今年度の当初予算と比較しまして1,584万円増額して計上しているというところでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 電気料金の値上がりによって、水道を維持するための、供給するための動力費、これが649万円、1,584万円かかっている、必要になったということですね。

さっきも申し上げましたけれども、1世帯当たり1,397円、3か月でやると4,191円ということで、世帯数は1万3,900ということで、これを掛けると何億かという数字になるんですかね。どれくらい、例えば3か月ということで計算すると、どれくらいの数字になりますか、基本料金の。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木義光君） お答えいたします。

今年度、8月請求分、9月、10月請求分と3か月、基本料金減免を行ったわけなんですけど、3か月分の総額で申し上げますと、税込みで6,121万3,251円の減免を行っているというところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 今の水道事業は本当に問題ないって、少々の値上がりでも体力があってもっているところですけども。

最近、水道事業に関しては、投資ということで、数社の証券会社に投資して、3億8,000万円を超える債券を保有していますけれども、これらを含めて、それほど、感覚的で申し訳ないんですけども、先ほどの何百万の動力費の値上げで大変だと、要するに補填するのも大変だと、

補正予算を組まざるを得ないと、それは基本的にはそうなのでしょうけれども、体力的にはかなり財政指数も問題なく、あまり影響を及ぼすような金額ではないような感じで受け取られますけれども、その点に関してはどうですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木義光君） お答えいたします。

財政状況というところでございますけれども、確かに令和3年度の決算におきましては、純利益を計上しているところでございます。今年度の場合で申し上げますと、3月補正予算の予算ベースでの状況ではございますが、収益的収支におきまして、1,097万2,000円の純損失というところで担っているという状況でございます。あと、今後、建設改良事業の補填財源が、3年度の決算におきましては、留保資金の財源が6,412万3,000円ということで、大分少なくなっている状況でございます。今後につきましては、当年度分の損益勘定留保資金と建設改良積立金を補填財源として使用していくということになりますが、その辺、収支のバランスを見ながら事業を行っていかねばならないという状況でございます。先ほど質問にもありましたが、債券を購入するなど、少しでも財政的に有利な形で、健全な経営を行っていくような形で努めていきたいというところで、今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 確かに収支のバランスというのももちろんあって、簡単にはというふうなことでありますけれども、さっき部長からありましたように、3年度決算で剰余金ですね、決算報告で剰余金が1億3,800万円あったと思うんですが、この点について確認しますけれども、この数字で間違いはないですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木義光君） お答えいたします。

3年度決算の収益的収支におきましては、1億3,856万円の純利益を計上しているところでございます。しかしながら、その中には、非現金の収入であります長期前受金戻入益9,717万5,000円を含んだ純利益という計上でございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 確かに長期前受金も含んでいるんで、現金としては、ここから引かなきゃいけないということは承知していますけれども、金額的に言うと1億3,800万円の単年度で決算の

あれが出ていると。あれというのは、決算報告で利益剰余金が出ているということは、現実としてはあるわけですね。この辺の、いろいろな総合的に考えながらというか、考慮して、会計のバランスを考えながら検討していただきたいというふうに思います。これについて、一応、一応というか、部長の答弁を求めます。

○議長（吉岡伸二郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木義光君） お答えいたします。

水道事業会計からの減免の予算のやりくりというところになりますと、現状ではなかなか厳しい面もございますが、今後、そういった財源が必要となるということから、活用できるような財源、国の交付金などがあれば、水道事業としましては検討することもできるかなというところがございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） では、よろしく申し上げます。

次、行きます。

（3）の早急な経済支援対策についてということでございますけれども、まず割増商品券について、4年度、本町では商品券発行していますよね。経済効果も得ているということ。5年度については、交付金の関係ももちろんあると思うんですが、背景には、事業計上されていませんけれども。

最近、新聞報道で知ったんですが、石巻市では新型コロナ感染拡大と物価高騰の支援対策を抱き合わせというか、そういうふうな2つの目的として、支援策として1万円の商品券を5,000円で6万セット、市民分ですね、5年度販売予定ということで、実施するようになっているそうです。事業費の3億9,000万円の財源には、新型コロナ交付金の執行残を活用したということなんですが、本町の4年度のコロナ交付金の、4年度の、今年の執行状況どうなんですか。残とかなんか出ているんですかね。それとも全部使い切って、何も残っていない状況なんですか。それについてお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

4年度の事業につきましては、様々な、図書券とかクオカードとか実施していますので、今現在部分については、残ということじゃなくて、逆に一般会計からも若干出しながら事業を実施しているという状況です。

なお、3月31日まで事業実施するものもありますので、正式な数字については、もうしばらく、確定数字はかかるのかなというふうに捉えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、次のですね、私いろいろ提案は出しているんですけども、できるかできないか、もちろんいろいろなことを考えながらやらなきゃいけないと思うんですけども、電子マネーとかそういう類いの部分ですね、デジタル通貨みたいな話もありますけれども、スマートフォンの普及などで、電子マネーが利活用されて、国においてもマイナンバー登録のときに電子マネーポイントを付与しているという、現在の国の施策としての状況ありますけれども、名取市においては、地域経済活性化に向けて、市内商店街などで使えるデジタル地域通貨を2024年度に導入するという予定であります。こういうところはいろいろ難しい問題があつて、普及促進とか従来通貨との差別化など、課題の整理が必要であるというふうに考えておりますけれども、本町としては、5年度は新しくデジタルトランスフォーメーションの推進室、DX推進室を設置するということなんですけど、この件に関して、経済産業部と連携を図って、経済支援対策の検討を進めてはどうかと思うんですけど、この点についてお尋ねします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

DX関連の事業でございますけれども、もちろん我々の業務効率化のみならず、このDX、デジタルの部分のXの部分ですね、トランスフォーメーションの部分は、様々な部署と対応しながら、町民のよりよい生活につなげていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） この分野で町長に質問をします。今からちょっと私の意見を述べさせていただきますので、後で答弁をお願いします。

質問前部で申し上げましたように、町民は長く続いている物価高に悲鳴を上げております。生活に困窮している世帯の方は、低所得者の方や子育て世帯の方々ばかりではありません。中間層の方々も、例えば住宅ローンの返済や車の維持費用、納税、教育費など、子育て支援も含めて固定費の支出で努力しても削れないものがあります。

政府は経済支援対策として、数次にわたり非課税世帯や低所得世帯、子育て世帯に経済支援してきましたが、今国会でも対象を同じく困窮者世帯を中心に追加経済支援を検討しております。子育て世帯含めてですね。

納税者は、国民であり県民であり町民でもあります。困窮世帯の方々に経済支援するのは、税の再配分の観点から望ましいことではあります。一方、税金は、全住民福祉の向上に使われるべきでありまして、大企業を除き、給与収入や事業収入が伸びない中、物価高に直面している方々は、数多くの中間層の世帯にもあると考えられます。

納税は、国や自治体と住民との信頼関係で成り立っております。町長は町の事業を起こすときに、金がないからできないとは言わない、知恵を絞れと職員に指導していると伺っております。以上を踏まえて、町民に対する経済支援に関する所感をお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 及川議員の再質問にお答えします。

及川議員の危機意識は、共有する者の一人として大変共感しておるところでございます。ただ、今各部の部長からも答えさせていただいたように、それぞれ既にある施策、または支援策、補助メニュー等々も御活用をいただいているというところもございます。その上で、ちょっと私も何と答えたらいいのか分からないんですけども、一般世帯と言われると、ちょっと漠然とし過ぎてお答えしようがないんですね。なので、アンケート調査して、これだけの層の、この世帯数で、このうち何%が困窮している、困っているという声があるというふうな具体的な数値を提示していただくと、より明確に答えることができるんですけども。すみません、残念ながら一般世帯、困窮でないとか子育てでないとか、ちょっと答えに窮するところがございますので、もしよろしければ、一般世帯のスペシファイというか、もっと具体的に数値等々で表現していただければなと思っております。議員御案内のとおり、昨今の世の流れは、EBPMということの流れが出てきております。エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングでございますが、そういったことも踏まえて、何件かとか、ちょっと漠然として答えが、ごめんなさい、食傷ぎみに私も繰り返しになりますけれども、ちょっとお答えしようがないというところもございますので、危機意識は共有をさせていただいているというところで、回答をさせてもらえればなと思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 私は、言ったのは、いわゆる国や国の支援策として、最近まで子育て支援、あるいは低所得者、非課税世帯に対する支援は具体的にできていると、支援されていると。いわゆる普通考えると、普通というかそういうふうにと考えると、一般世帯というのは、ほかのそこに該当しない世帯ということが一般世帯というふうにつかえたつもりで言ったんですけど

も、具体的に何%とかなんとかというそういうカテゴリーの話ではなくて、要するに国がやっている施策の人たちは言わば非課税世帯、子育て支援世帯に対する現金給付等をしているので、今そういう前段に話しました今物価高で、このような状況で苦しんでいる一般世帯の、さっき説明しましたよね、ローンとかなんかでも生活に大変な固定費の払いがあって、その物価高が上がった差額分の人是一般世帯ということで申し上げたつもりでした。それが私の考え方です。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） ありがとうございます。よく、及川議員のおっしゃりたいことはよく分かるんですよ。分かるんですけども、政策的に具体化していくということで、私もまとめていかなければならないときに、ちょっと一般世帯というと漠然とし過ぎておりますし、また、各部には各町民の皆様の声が上がってきておりますし、または上がってきていない分野もあります。例えば経済支援ということで、利府町はいち早く何でも取り組んでいるのが、私たち一生懸命やっている議員の皆様も御理解いただいていると思うんですけども、一般の方々の声がどのくらい私たちも吸い上げる努力はしているんですけども、あるかという、なかなか皆さんが自助努力でやられているところも大分あるのかなというところもあります。それ以上に、大変物価高があるとか、困窮してもう生活が先行き見通しできなくて生活難だということであれば、いつでも私たちは政策をまとめて、大胆に打っていきたいと思っておりますが、一般世帯というと、ちょっと私、何度も繰り返して申し訳ないんですけども漠然とし過ぎて、お答えしようがないというのが正直なところです。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） ちょっとかみ合わないんで、これは省略します。

次に、文化交流センター2期工事、さっき工事着手を遅延している理由ということでお伺いしましたけれども、要するに資材高騰とコロナウイルスの感染拡大の影響ということで答弁ありましたけれども。資材高騰については1期工事のときも同様でしたね。今も物価高により、資材高騰がさらに続いているし、これを理由にすれば工事着手はいつになっても決心できないのではないのでしょうか。資材高騰が理由ということは、いつまでも、物価、経済は生き物ですから、決心のときがないという、そういう答えに当たると思うんですけども、その点についてはどうですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） お答え申し上げます。

1期工事の際も、今議員からおっしゃったように資材高騰、当時からもあったというような

ことをごさいます、当然そのときも、1期の際も実際24億円の予定が34億円にアップしたというような状況もごさいます。今回も、当然ながら物価高騰、資材高騰のみならずの要因はあるかと思いますが、だからといって、これを当面先送りだけするのではないということで、町としては整備に向けてできるだけ早期に実現をしたいというふうに考えておりますし、必要な財源を確保するために、それぞれ国の交付金等のもとより、いろいろなこれからは例えばですけども企業版のふるさと納税の活用ですとか、そういった部分も検討しながら、早期実現に向けて努力をしていきたいというふうに考えているところでごさいます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 建設の目的で進めていくということです。

町長、2期目の公約に、文化交流センター2期工事の整備を進めていくということで公約しています。諸般の事情から、今から整備を進めるとしても、任期3年を切った現在任期中に完成に至り、町民の皆様にも供用開始できるのか。また、町民の利用者の皆様の意見を十分に聞きながら検討していくということでありましたけれども、意見聴取によっては大小を問わず整備の変更もあり得るのか、この点についてお尋ねします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 及川議員の再質問にお答えします。

もう及川議員先ほどおっしゃったように、経済は生き物だというお話をされました。私もそのとおりだと思いますし、また、社会情勢、これがもうかまびすしく変わってきておまして、及川議員御案内のとおり、ウクライナ侵攻なんていうことが、本当に今のこの世の中で起こるんだというところ、まさしく想定外のことが頻繁に今起こっているというのが、この世の中、ブーカというふうによく言われますけれども、ブーカの世の中なんだなということを改めて実感しておるところでごさいます。

だからといって、2期工事目をヘジタイト、躊躇するということではごさいませんが、ただ、これも今物価高が想定外に上がっておるところ、そもそもの資材が入ってこないというところも課題としてあります。いつぞやか、施設を利府町で建てようと思っっているというふうに考えていらっしゃる方、数名の方と、全く違う、文化交流センターとは全然違うんです話なんですけれども、お話をされた方もいるんですけれども、ただ、今じゃありませんねという話だったんですね。つまり、物価高が上がり過ぎて、先行きどういふふうになるか分からない状況で建物を建てるという選択というのは、ちょっとリスクを背負い過ぎるということで、まだ決断をしないというお話もされた方の話を、数名の方から聞いたこともありますけれども、まさしく

そのとおりなんだろうなと私も思っております。

なので、今日ですね、追加提案をさせていただいて、皆様にお認めいただきました企業版ふるさと納税の基金条例というところで、設置をさせていただきました。企業版ふるさと納税は、自治体が不足している税収であったり、プロジェクトに対するヘルプの手をですね、企業がどのように応援できるかということの趣旨でございますので、その企業版ふるさと納税で、私どもは、どういうふうなことが、どういうふうなことというか、やろうとしていることがどれくらい企業の皆様が賛同していただけるものなのであろうかということも踏まえて、今ちょっとひとつ取組をしようとしておるところでございます。そういったものの、町が取り組もうとしていることに対して、世間の皆さん、または企業の皆様がどれだけ賛同してくださるのかということ、また、何によって賛同してくれるのか、賛成をしてくれるのか、または応援をしてくれるのかということの見極めというものもしていかなければならないところかなと思っております。

なので、様々な要因を考えつつ、資金調達が一番大きいことかもしれませんが、私は最も大きな要因となるのは、住民の皆様の声だと思っております。やっぱり2期工事、今1期目の工事で、リフノスが皆様にもお認めいただいているように、大変好評だよねと。やっぱり2期の工事、大ホールって必要だよねと、そういう声をもっともっと聞かれること、また、住民の皆さんの力というか声がより大きくなって、よし、じゃあみんなで一緒につくれるように考えてみようかというところの手順なのかなとも思っております。その際は、また住民の皆様、また議会の皆様とも相談しながら、決めていきたいなと思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 町長の今のお話の中で、住民の声を聞いていくと、もちろんそれは非常に大事なことであって、重要な部分であると思います。いつまでにまとめるかというのも、やっぱり目先というか目標を決めながらやらないと、いつまでも住民の声を聞いて、どうしようかと、多様な意見があって、どうしてもいろいろな今の建てようとする建築の中身とか、いろいろな使いでとか含めまして、いろいろな意見を聞けば出てきますよね。だから、そこはやっぱり目標というか、この分野とこの分野について、整理がいたらということで、ロードマップもつくっておかなきゃないと思うんですね。だから、その辺についてはきちっとやっていただきたいと思います。

さっき、企業版ふるさと納税の財源確保ということで、それをやって使い道にしたいという

ようなお話がありました。私考えるに、企業版ふるさと納税の財源確保というのは、安定的な、継続的な歳入とはあまり考えづらいですね。なぜかという、平易な言葉で言うとはやり廃りというか、そういうような、時の雰囲気とかいろいろのことであって、毎回安定的な財源に入るとは、ふるさと納税そのものが確実性があまり少ないと思いますし、企業版ふるさと納税の大きい金額であれば、事業優先の高い事業に財源を充当すべきというふうに考えています。例えば、今から、この間も給食費無償化ということでやるということでスタートされましたけれども、その拡大に向けての財源の担保に使うなどできるのではないかというふうに思います。どれくらい来るか分からない企業版ふるさと納税に、安定的財源の可能性は低いと思いますが、その辺に関してはどう思われますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 及川議員の再質問にお答えいたします。

及川議員の不安に思われているところも十分承知しているということを前提にお話しさせていただきます。及川議員御案内のとおり、今、日本の国民の持つ個人金融資産、日銀が毎年発表しておりますが、今2,000兆円を超えております。個人金融資産ですね、個人の金融資産です。一人一人が持っている現金、債券、株、保険、そのうちで現金が8割以上です。6割以上、7割ぐらいですね、ごめんなさい、正確な数字が今ちょっと手元にないんですけども、とにかく2,000兆円の個人金融資産を持つ国、これは世界第2番目です。その個人の金融資産をどのように全国的に回していくのかということで、ふるさと納税、いわゆる納税と言われているのがちょっと誤解のもとだと思うんですけども、寄附ですね、応援寄附。これは数十年前から応援寄附、ごめんなさい、寄附税制ということで、寄附文化を醸成しようということで、ここ十数年来、積極的に動いておるところなんですけれども、なかなか腰が重たいというところもございまして、ふるさと納税はその大きな起爆剤として今働いているところで、その2,000兆円の個人金融資産のうちに、じゃあどのくらい動いてるか、動いてせいぜい1,000億円ぐらいだということを言われております。まだまだ、いわゆる開拓しなければならないところはある。

そして、企業版ふるさと納税でございますが、企業の皆様が持つ内部留保、これは500兆円以上あるというところで、この企業版ふるさと納税の利点は、令和6年度という年限の期限がついて、そこまでに自治体のプロジェクトを応援してくださるのであれば、9割の法人税が控除されると。こんないい制度は企業の皆様にとってないはずなんです。それがですね、残念ながら、私、企業の皆様とお話しすると、ほとんどの方が知らない、御存じない。企業版ふるさと納税ってあるんですかと、何がメリットなんですかとということ。その声かけの中で、今回の

企業版ふるさと納税で1,000万円という大変大きな額も納税、寄附していただいた。以前、私とお話をする前は、そういう税制があるということは知りませんでしたというお話だったんですね。まだまだ恐らく半数以上、私の肌感覚ですけれども、7割以上の企業は、この企業版ふるさと納税という、大変メリットあふれる納税の仕方を御存じないということがありますので、これは私どもも積極的に企業版ふるさと納税、そして、子供・子育ての町のこのプロジェクトをぜひ応援してくださいということで、どんどん宣伝PRをしていって、まさしく開拓をして、応援していただく応援団を、より明確に、広く、幅広くつくってまいりたいと思っておりますので、不確かなことではあるんですけれども、ただ、その分伸び代はたくさんあるというところも御理解いただいて、そのポジティブな面に私は目を向けていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 分かりました。

時間ないんで、次に行きます。

次というのは、もう1点ちょっと尋ねますけれども、文化交流センターの第1期については、民間活力の導入として指定管理制度を取り入れておりますけれども、今回の答弁の中で民間の力も入れながらということなんですが、どのような制度を考えているのかお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） お答えいたします。

民間の活力をいただきながらということで、連携してということも一つの方策としてはあるかなというふうに考えております。今、町長がお話した、資金調達面での民間からの協力ということも視野に入れつつ、例えばPPP・PFI、そういった部分の可能性、既に今1期分はできておりますので、運営については、まず管理運営の部分については同一事業者に運営いただくことが望ましいというふうには考えておりますが、例えば、設計・施工を同一事業者に委託をするデザインビルドをとったような方策も、アイデアとして可能性があるかどうか、この辺も検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） PFIの検討については慎重にしていきたいなと思います。というのはですね、民に、かなりの部分が、建設から始まって運営まで任せるということで、欠点としては運営が民になってしまっていて、こちらの官側の話が聞き入れられない、あるいは、やっぱ

り企業の、営利企業ですから、もうかるようなシステムにしないと参入しないわけですね。だから、入場とか供用とか使用料金が高くなるという、上がっていくという欠点もありますので、その辺は慎重に検討していただきたいなと思います。

それでは、時間ないので、質問3のところですね、LGBTなんですけれども、答えにですね、答弁に慎重に進める必要があると、答弁にあったんですが、慎重さはもちろん大事けれども、考えの根底にあるもの何ですかね、慎重に進める必要があるという答えなんです、その点についてお尋ねします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

この間の河北新報のほうに載っていたと思うんですが、パートナーシップ制度、今までは行政が認めるというところで、そういう方たちがある程度の理解は得ていたんですけれども、やはりそれ以上の部分、法的な、やはり税法だったり様々な法律の部分について、やはりもっと上のレベルの、やはり制度の構築というのを今求められているのかなと思います。町単独でのそれではなくて、やはり国の法整備のほうをきちんと見極めながら、町の中で進めていくべきものかなというふうに捉えているところです。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） L G B Tをめぐる日本国内の論点は、同性婚を法律で認めるかどうかというのが1つ、それから、性的少数者に対する差別を禁止する法を整備するかどうかの2つなんです。だから私が申し上げているのは、要するに、同性婚を法律で認めるように近づくと、これは国の施策なんで、町としてできることはパートナーシップ導入ということなんで、そういうことを申し上げたかったわけでありまして。だから、法整備、こういう部分について検討を進めていただきたいということなんです。慎重に進めるのにそういう法律の2つの分野を同時にやるのではなくて、そういうふうに、パートナーシップについて分離した考えでやるということが大事かと思っております。

時間になりましたので、最後に、国の法整備の動向を見据え、調査・研究していきたいとの答弁でありますけれども、3年6月の答弁も全く同じ答弁でした。だから、もっとですね、実際に……

終わりましたので、これで終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、13番 及川智善君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は13時55分とします。

午後1時45分 休 憩

午後1時53分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番 遠藤紀子君の一般質問の発言を許します。遠藤紀子君。

〔15番 遠藤紀子君 登壇〕

○15番（遠藤紀子君） 15番 遠藤紀子でございます。

今議会には、2点質問事項を提出いたしました。順に質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

1点目、子供たちの遊び場の確保を。

昨年8月25日付で、道路でボール遊びやスケートボードなどで遊ぶのをやめましょうといった内容のメールが、危機対策課より発信されました。迷惑と交通事故の危険があるので、保護者は注意をとることでありました。最近では、長野市で子供の声がうるさい、騒音であるとの住民からの訴えで、公園撤去の問題が大きく報道されました。練馬区のある公園には、24枚もの注意看板が立てられているそうであります。少子化問題がクローズアップされる中、子供を取り巻く環境は、年々悪い方向に向かっているようであります。本来、子供は外遊びを通じて成長するものであります。そのためにも、環境を整え、伸び伸びと育つような手を貸すことに、我々大人の責務と思います。そこで、以下の点を伺います。

（1）禁止するだけでなく、ボール遊びやスケートボードができるような場所を整備し、提供すべきと考えますがどうでしょうか。

（2）子供目線で明るい公園、遊びに行きたくなるような公園の整備が必要ではないでしょうか。

（3）17年間続いた、りふ・わくわく広場が、次年度廃止されます。子供たちの居場所として好評でありましたが、廃止する理由は何でしょうか伺います。

質問事項2点目です。

町民活動へのさらなる支援を。

まちづくり支援事業の事業費は増額されましたが、長引くコロナ禍で、町民活動は停滞の状況が続きました。やっと日常が戻りつつある今日、制限のある生活を強いられてきた、高齢者

や子供たちの心や体の健康取り戻すためにも、様々な町民活動が求められております。活発な活動を行う支援として、まちづくり支援事業の存在が大切であります。より一層拡大する必要があると思います。そこで伺います。

（1）令和4年3月定例会の一般質問で、まちづくり支援事業の存在を知らせるためのパネル展示の提案を行いました。実施に向けた具体的な計画はあるのでしょうか。

（2）子育てを通じた悩みを共有したり、子供や高齢者の居場所づくりなど、世代を超えたまちづくり活動が様々動き出しております。まちづくり支援金を申請しても、時間と労力がかかるため、使いづらいとの声もあります。イベント開催などに、少額でも、短期間の申請で支援が受けられる制度を設けてはどうでしょうか。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、子供たちの遊び場の確保をの（1）、（2）と、2、町民活動へのさらなる支援については、町長。1の（3）については、教育長。初めに、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 15番 遠藤紀子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の、子供たちの遊び場の確保についてお答え申し上げます。

まず、（1）のボール遊びやスケートボードができるような場所の整備についてでございますが、現在、子供たちが遊びを通して学び、体力を増進する場の提供をコンセプトの一つとして、中央児童センターの整備を進めております。中央児童センター内には、幅広い年齢に対応し、子供たちの五感や好奇心を育むことのできる大型複合遊具を整備するとともに、屋外には、障害のある・なしにかかわらず利用できるインクルーシブ遊具を設置するほか、中学生、高校生が集えるように、スリーバイスリー、バスケットコートを整備し、子供たちの総合的な遊び場の確保を図っていくこととしております。

また、本町には、豊かな自然や公園などの資源が多数あることから、子供にとっての外遊びの重要性を踏まえ、既存の資源を有効に活用した事業展開についても検討してまいります。

次に、（2）の公園整備についてでございますが、町では、子供たちの体力づくりやにぎわい創出といった、魅力ある公園づくりを目指しており、大型遊具の入替えに当たっては、地元町内会を通じて、子供会などの意見を伺いながら遊具の選定を行っております。これまでも、森郷児童遊園にSLをイメージした大型遊具の導入や、内ノ目南3号公園の老朽化した木製大型遊具の入替えを実施してまいりましたが、町内には設置から年数が経過し、老朽化が進んでいる公園施設が多数あることから、潤いのある都市環境の創出や、安全・安心なまちづくりを

継続的に推進していくため、来年度は公園施設長寿命化計画を策定することとしております。

公園は、住民に安らぎと憩いを与える貴重な空間であることから、魅力ある公園整備に向けて、来年度策定する公園施設長寿命化計画に基づいて年次計画を作成し、令和6年度から順次、遊具や園路、広場を整備していくとともに、樹木の伐採、剪定を実施する予定としております。今後も良好な景観の再生に取り組み、明るく誰もが安心して遊びに行きたくなるような公園整備に努めてまいります。

次に、第2点目の町民活動へのさらなる支援についてお答え申し上げます。

まず、（1）のまちづくり支援事業のパネル展示についてでございますが、昨年の3月定例会の一般質問において、遠藤議員から御提案をいただきましたので、今年度の交付実績を踏まえた内容で、今月の下旬から町民交流館において展示する予定で計画しております。

最後に、（2）の短期間の申請で支援が受けられる補助制度についてでございますが、現在、本町では、町民の皆様が創意工夫を凝らしたまちづくり事業に、自主的・自発的に取り組み、将来にわたって地域活性化への貢献が見込める活動を行っている団体に対し、町独自に補助金を交付しております。交付団体の選定におきましては、事業内容や将来にわたる持続的な活動の可能性を判断基準として、慎重に審査しているところです。

議員御提案の、短期間の申請で支援が受けられる補助制度については、本町のまちづくり支援事業で求めている、団体活動の持続性や補助制度の公益性を確保する観点から、創設は困難であることを御理解願います。

また、補助金申請等に要する労力につきましては、今後も書類作成等の相談に応じながら、申請者の方々に寄り添ったサポートを継続しつつ、労力の軽減となるようなデジタル技術などを取り入れ、より利用しやすい制度としてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 15番 遠藤紀子議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の（3）りふ・わくわく広場を廃止する理由についてでございますが、議員も危惧されていますとおり、子供たちを取り巻く環境の変化により、現代社会が抱える課題も複雑化してきております。このような時代にありましては、地域ぐるみで子供たちを見守り、育てていくことが今まで以上に求められております。そのような中、子供の居場所づくり事業としてのりふ・わくわく広場は、多くの皆様の御協力を得ながら成果を上げてきたと認識しております。

教育委員会といたしましては、子供の居場所づくりをさらに発展させるために、特定の子供

たちを対象とした活動ではなく、より多くの子供たちに参加する機会を設けるなど、新たな試みが必要と考えております。土曜日における子供の居場所づくり事業としては廃止いたしますが、これまで築き上げてきました経験、地域の財産を生かしながら、新たに世代間交流推進事業として実施し、子供と地域の方々の居場所づくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、子供の遊び場の確保につきましては、議員の御指摘にもありましたが、来年度から、土日の休日につきましては、小学校の校庭を地域に開放するように進めております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 再質問をいたします前に、多少、資料等を手元に持ってまいりました。全て議長の承認を得ておりますので、初めに申し上げます。

1点目から質問してまいりますが、今度、中央児童センターが、十符の里プラザにできるといことで、大分大きな計画を立てているようでございます。この児童センター、完成はいつを見込んでいるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

令和6年の3月に完成を目指しておりますので、令和6年の4月から運用できるように、今鋭意進めているところです。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 答弁の中には、幅広い年齢に応じて、遊具等々もあるようですし、プラザというか、あの建物の中に大きな遊具も入るといような計画も伺っております。そして、外にはバスケットコートも整備し、中高年、中・高生でも使えるようなという、ボール遊びもできますよといようなことが書いてございますけれども、あの敷地で、今までプラザの駐車場としておりましたところに消防団の施設もできておりますし、駐車場も必ず必要になると思いますが、隣の生涯学習センターの跡地、あそこも利用するのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

バスケットゴールについては、消防団と今ある建物の間のところにコートを整備する予定としておりますので、跡地の利用としては考えておりません。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） そうしますと、かなり面積は限られるのかなと想像いたします。

この児童センター、中央児童センター、児童館とも西部児童館と申しておりますけれども、使える年齢は、何歳から高校生までなんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

広場も、子供たちの広場も設置する予定でありますので、未就学児童から高校生まで、幅広く使えるように、今考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） この中央児童センターができますと、西部児童館と同じように指定管理者になると思います。こういったボール競技もできるような場所になりますと、西部児童館とはちょっと性格が違うのかなと思いますし、ボール遊びの危険性とか、指定管理者が、どのような方が指定管理になるか分かりませんが、危険性もあるわけですね。

ボール遊び等々、東京ではいろいろな工夫がされておまして、高架下ですね、高速道路や鉄道の通っている高架下に、こういったバスケのできる場所をつくるか。ボール遊びというのは割合に危険を伴いますし、その辺の大きな遊具ということも、ゼロ歳から高校生まで使えるというところの危険性というのも多少感じてしまうんですけども、そのあたりの危惧はございませんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

整備をし、実際に開館し、運用するに当たりましては、きちんと指定管理者のほうと、安全面については十分確認し、配慮しながら運営を進めていければなというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 事前の協議も必要ですし、安全面というのを第一に考えていただきたいと思います。

前段で申しましたように、スケートボードも、これはオリンピックの競技にもなり、また再び、多分町長の年代のときもはやったのではないかと思いますけれども、大分これで遊ぶ子供たちも増えてきました。

やはり道路で遊んではいけないといっても、なかなか遊ぶ場がございません。そこで、一つ提案なんですけど、今、凍結しております青山小学校隣のですよね、こどもの森計画がありましたけれども、あの場所をスケートボードの場所に活用はできないか提案いたしますが、お考えを伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） お答え申し上げます。

御提案のこどもの森の予定地の活用はどうかというようなことですが、町としても、大分長い間凍結をしております、いわゆる塩漬けになっているということで、議会のほうでも、再三、いろいろな活用については御提案もいただいております。今ですね、何とかその土地を、いろいろな形で、町の施設整備を含め活用できないものかということで、民間さんとの連携などもちょっと視野に入れながら、いろいろな課題に解決できるような施設整備などの可能性について、今検討をしているところでございます。

今、遠藤議員さんから御提案になった、そういったスポーツ関連の、スケボーですとかボルダリング、いろいろあるかと思えますけれども、そういったものの可能性もちょっと含めながら、ちょっと検討を進めていければなというふうに考えてございますが、まだ、あくまでもこれから動き出すといえますか、いろいろ連携しながらやっていければなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） スケートボードができる場所というのも、加美町等々でボルダリング施設などを造って、大分人を集めるようなスポーツ施設もできているようでございます。スケートボードができるというのも、一つの町の宣伝にはなるのではないかと思いますし、あそこがグラウンドゴルフですとかパークゴルフが、前、議会でいろいろ提案されましたが、それは無理だという答弁でございました。ちょうど、面積としても、私自身は適しているのではないかと思いますし、オリンピック競技にも入ったようなスポーツですから、一度考えていただきたいと思えますが、町長、お考えいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 遠藤紀子議員の再質問にお答えします。

スケートボードパークというのが突然出てきたんですけれども、もう亘理町さんとかでは取り組まれているんですけれども、逆にちょっとスケートボードは、何でスケートボードなのかなと思ったんですけれども、それを、ちょっと質問の意図がちょっと、私、ごめんなさい、読み取れなかったので、青山小学校の隣の敷地というのは、非常に利用価値があるので、いろいろなことに今後、将来、使っていこうということは、今企画部長からも答弁させていただいたとおりで、資金調達についても、先ほど企業版ふるさと納税のお話をさせていただきましたが、あらゆる分野、チャンネルを通して、可能性を探って、私たちはスポーツのまちですので、ス

ポーツのまち、内実ともに合ったものを、どういうふうに使える、使い道があるのかということとは、常々検討しているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 危機管理のほうから、道路で遊ばないようにという、ボール遊び、スケートボードは道路で遊ばないようにという禁止のメールが出ましたので、やはり対案は考えてあるべきではないかなと思って、一つ提案をいたしました。敷地的にも、スケートボードに限らず、ボール遊びなり、子供たちが交通事故等気にしないで遊べる場所の整備が、こどもの森構想の中でも、どんなふうを考えられていたか、構想しかできていなかったんですけども、ぜひあそこを子供たちが遊べる場として、スケートボードに限らず考えていただきたいと思いました。下草も刈ったようでございます。ぜひいろいろなアイデアを、町民からも出してもらうのも一案かなと思いました。

2点目の公園整備ですけれども、以前もこの問題、私、議会に出したことがありますけれども、本当に立派な公園があったり、いろいろと公園整備で、お金もいろいろ使っていっちゃるのは分かります。今、都会のほうでは公園が非常に整備されて、逆に池袋ですとか大きな公園が、逆に都会のほうで整備されてる状況にありますし、国といたしましても、子供のための公園づくり、国交省ですか、が動き出したり、あるいは、つくる公園から、生かす公園、使われる公園というのを、検討会がなされているようでございます。少子化の一端でもあるんでしょうけれども、子供の体力も弱っているという中で、公園の果たす役割は大きいと思います。

公園づくりには、町内会には一括交付金として、公園の整備に関する交付金が出ておりますけれども、公園の面積に対して交付がなされているようです。私の地元の青山に関しては50万円、森の里公園と2つの児童公園ですか、それに対して交付金が出ております。こういった青山ではなく、花園もちょっと教えていただいたんですが、公園の箇所が多いので、青山よりも50万円よりも多くの交付金が出ております。草刈り、月にいっぺん出ておりますけれども、ほんの少ししかできない作業でございます。結構大きな交付金が出ておりますので、これを利用して、町内会と話し合いを持って、あるいは子供も交えたワークショップ等々、その地域地域で自治会長さんをお願いして、交付金の有効な活用というのを考えてみてはいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） 議員さんの質問にお答えいたします。

交付金のほうなんですけれども、その辺も有効に利用しまして、先ほども町長答弁にございましたが、来年度、長寿命化計画というのを策定することにしておりまして、遊具の入替え等

が必要とされた、その中で、子供から大人まで入ったワークショップ等も取り入れて、公園内の整備も進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひ明るい公園、使われる公園というものに着手していただきたいと思っておりますし、長寿命化計画を立てることによって、補助金等々も出やすくなるようなお話も伺いました。この長寿命化計画はとても大事だと思いますし、これを端緒に、使われる公園、子供の声が響くような公園に向かっていただきたいと思っております。総務省の行政評価局が、子供の居場所に関する調査報告書の中で、子供の視点から見て、公園の現状と今後に向けた提言というものが、令和3年の3月に出されております。国もこのような動きをしておりますし、子供支援のこれも一環である、安全で明るい公園づくりを目指してほしいというような提言がなされておりました。ぜひ町としても、その方向に向かっていただきたいと思っておりますが、子供の声が響く公園をつくっていただきたいと思っております。

それで、一つ提案なんですけど、これも部長のほうからいただきましたけれども、横浜市では、公園での遊び方ですね、このパンフレットですね、横浜市が出しておるんですが、3歳児健診のときに、公園というのは、就学時前までは保護者が同伴しなければいけないということになっているそうなんですけれども、公園の遊具での遊び方とか、こういったものを出しております。それから、ほかの神戸市でも、総合学習の中で公園の使い方というようなものも出しております。やはり安全な公園というのは大事ですし、遊具には、その公園の遊具が何歳から、有料の遊園地なんかではありますけれども、何歳以上とか、そういった遊具にそういったものをつけたところがありますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） 今のところ、つけている公園もございまして、全部が全部つけているわけではございません。

あと、議員さんが言うように、このパンフレット、私も持っておりますが、今後参考にしまして、いろいろ調査・研究して、いろいろなものに使っていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひ、公園で事故などがありませんように、親御さんがちゃんとして、公園で遊べるように整備していただきたいと思っておりますし、3歳健診のときに配っているという

話でした。これも大事なことはないかと思しますので、ぜひ参考にしていただきたいと思います。

3点目に入りますが、17年間続きました、りふ・わくわく広場が、私も初期から携わっておりますが、私が気がついたのは、予算書を拝見して、なくなったということが分かりました。この土曜日の子どもの居場所づくり、どのようにして始まったのか、経緯をお話してください。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 遠藤議員の再質問にお答えいたします。

どのようにして始まったかという経緯でございますが、土曜日におきます子どもの居場所づくり事業ということは、地域の方々の支援の下、子供たちが安心して安全で活動できる場所がないのではないかというようなことで設けられたものでございます。当初は、中学校区、利府中学校区、それから、しらかし台中学校区、西中学校区、3つの地域で活動をしておったんですけれども、平成23年度に西部児童館が開館したことに伴いまして、2か所での開館、そして平成30年度からは1か所での開館ということになっております。活動内容といたしましては、自由遊びのほか、子供たちが人気のあるバドミントンとか、そういった運動のものであるとか、それから地域の御協力の方に参加していただいて、木工細工とか、そういった創作活動等を行ってまいりました。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） これはたしか、土曜日、学校がお休みになるということで、その頃は児童クラブ、土曜日を開所しておりませんでしたし、国の方針で土曜日の居場所をつくるという構想が、たしかあったと思うんですが、平成16年頃ですか。仙台市では、利府よりも少し早くに始まりました。たしか3か年で仙台市はなくなったと思いますが、利府は何とか踏ん張って、ここまで来ております。土曜日の居場所づくり、初めの頃は、夜、旧役場生涯学習センターに集まりまして、どのようにするか消防署の安全のお話を聞いたり、いろいろな積み重ねがございました。役場職員も、随分生涯学習課に担当した職員は協力していただきましたし、今の蛸名校長はじめ、大郷の鎌田校長ですか、とか、たくさんの生涯学習の、今は係長ですけども、班長を務めた先生方と試行錯誤しながらここまで努めてまいりました。ですから、急に廃止というのは、非常に支援して下さったサポーターの方をはじめ、衝撃が今大きい段階です。私も最後の日はこのことを知りませんでしたので、親たちから、また次年度もお願いしますと、それから、下の子も入りますのでぜひお願いしますという声を受けながら、最終の2月のりふ

・わくを終わりました。ですから、突然の廃止ということで、17年の歴史は何だったんだろうと、非常に悲しい思いがいたしました。今日は涙を見せないように質問してまいりたいと思いますけれども。

この中で、答弁の中で、拡大したいというようなお話がありましたが、たしかりふ・わくは、人件費等々で大体60万円ぐらいの金額でやっていたと思います。拡大の割には、予算は減っております。これはどういう意味なんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

議員の今お話があったとおり、このりふ・わくわく広場でございますけれども、子供たちの土曜日の本当に安心安全、そして楽しい居場所づくりとして、居場所として大変充実したものであったということは、教育委員会のほうでも十分認識しております。先ほど教育長の答弁にもございましたけれども、廃止という言葉にはなっておりますけれども、りふ・わくわく広場のノウハウを十分踏襲いたしまして、生かしまして、さらに充実をしていきたいというふうに考えております。

ただですね、昨年度のコロナ禍ということもあったんですけれども、参加状況等を見ますと、午後の参加のほうが、かなり人数的にも少ない等々がございます。そういったものを精査しながら、午前中で活動するということを考えた場合に、もろもろの予算等も考えて、多少の減額というふうにもなっているところでございます。御理解いただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 午前中というお話が出ました。予算委員会の中で、安田議員が、このりふ・わくについて質問いたしました。午後の参加者が少ないという話でした。以前は、コロナ禍の前は、朝9時から3時まで自由な時間に来ていいということでした。昼食を取る時間も取りましたし、コロナ禍で現在のような形になりました。今はまだ試行錯誤の状態でございます。午後が少ないのは確かですけれども、きっちり午後ではなく、例えば11時に来て2時に帰るとか、10時に来て1時に帰るとか。ですから、午後も少なくなったといいますが、現状は少し違う意味がございます。その辺もつかんでいただかないと、予算委員会での答弁は違うなと感じました。今までは、そうやって長い時間来られたのが、コロナ禍で急遽この形になりました。でも子供たちは、待ちに待っていた活動でございますし、最終日から一つ前の1月に行ったときは、36名全員の出席でございました。36名の子供たちが来るというのは大したものだと思いますし、最終日は、利府小学校が授業参観に当たった日でした。ですから、親から昨

年度も授業参観の日に最終日だったと批判もいただきまして、午後には8名の利府小の子供たちが来てくれました。安心して、安全で、見守ってもらえて、それから世代間交流は十分にしております。かなり高齢者の方から、ここにおりますインターンも協力してくれているんですけども、学生とか、それからりふ・わくの卒業者、そういった人たちも、それからジュニアリーダーの子ですか、経験した子も入っております。十分な世代間交流ができています。何が廃止の一番大きな理由なんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 廃止ということでお話をいただいておりますけれども、先ほども御説明申し上げましたけれども、まずこのりふ・わくわく広場のこれまでの充実した内容、そして成果というものは、十分教育委員会でも把握しておるつもりでございますので、そのノウハウ、いいところは当然踏襲をしていきたいというふうに考えております。したがって、教育委員会では、これまでの活動と時間や募集形態等は異なりますけれども、そういったところをしっかりと大事に続けていきたいなというふうに考えているところでございますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 答弁の中で、さらに発展させるとありました。今のりふ・わくよりもさらに発展させる点は何なのでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の質問にお答えいたします。

現在、りふ・わくのほうの活動は、議員も当然御承知のとおり、サポーターの方に講座を開いていただいたりと、あるいはその後、自由遊びということになっておりますけれども、来年度は宮城県のほうの人材バンク等を利用いたしまして、子供たちが興味を持ちそうな講座、そういったものを毎回設定をして、自由に、まずそこに興味を持った子供たちが、年間の最初に応募した子供たちだけではなくて、その都度、幅広い子供たちに参加をしていただくというところでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） では、毎回募集をするというわけですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） はい。毎回募集をするということになります。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 今、りふ・わくは回数少なくなりまして、ここ、コロナのあたりでは10回程度やっておりましたが、回数もそのぐらいなのでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） そうですね、開催曜日につきましては変わらない土曜日というところを考えておりますので、その程度になるかと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 毎回募集というのは、かなり大変だなと思いますし、それから、講座というお話もありました。りふ・わくの初めの頃は、きっちり講座をやっておりました。午前1回、午後1回講座をしておりました。ただ、子供たちは自由に遊びたいという意思が強くて、やりたい子はやる、あと運動したい子は運動するというので、今の形になってきました。全員参加というのはなかなか難しく、私たちの経緯をじっくり聞いていただければ分かった話だと思います。一つのものでやるのは、夏休みにいろいろな親子講座等々ございますが、子供たちが、今までのりふ・わくを経験した子供たちが、その自由度のない、そういった講座をやるということになると、今までのりふ・わくがよかったという声が多く聞こえると思いますが、そうお感じになりませんか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

まずですね、講座のほうを開設いたしまして、当然ですけれども、そこに興味のある子供たちが募集してくるということになります。それはちょっと、僕は自由遊びのほうだけに参加したいというような子供さんも、当然出てくるかなというふうに思います。そういったところは、回数重ねながら、確認しながら、柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） それから。答弁の中で特定の子供たちを対象にした活動という言葉がありました。これはどういう意味なのか分かりませんので、お願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 現在の、今年度までのりふ・わくは、年度初めに募集をした子供たちで、年間を通じて活動すると。それで、特定という言葉を使わせていただいております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 確かに36名は少ないかもしれませんが、今まで3か所でやっていた、それから2か所になり、青山小学校と、あとプラザを使っていたときもありました。ですから、

その頃はもっと、この倍ぐらいの人数の子供たちが来ておりました。年度初めに募集をしまして、それはもう何の隔たりもなく、各学校に連絡をして募集していたはずでございます。特定の子供たちという言葉は、私は当てはまらないと思いますし、毎回毎回募集する作業の大変さを思いますと、今のように年間で、りふ・わく広場のような開催が、私は適していると思いますが、その労力を考えて大変だと思いませんか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

毎回新しい講座を設けて、そしてそのたびに興味ある子供たちの募集をするというのは、当然、手間暇がかかることかなとは思いますが、その分、今まで参加できなかった子供が、この講座だったらじゃあ出てみようとか、そういった効果もあるのかなということで、生涯学習課はじめとして、頑張りたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） そんなに講座の数ができるとは、今まで17年間やってきて、私たちも講座を開くのはとても大変でございました。人材の確保も大変でしたし、今は花園の方が、高齢ではありますけれども一生懸命工作作業をやっていただいて、評判もいい状態になっております。ですから、その努力、ぜひそういったことは夏休みの親子講座みたいなものが今でもございます。そういったものでも私はできるのではないかなと思いました。

ともかく、予算は決まりまして、世代間交流推進事業が始まります。経緯を見守るしかないんですけども、私たち17年間サポーター、それからコーディネーター、一生懸命積み上げてまいりました。それがですね、全く何の前触れもなく、16日にサポーター会議がございます。そのときに話をさせていただくことになりました。非常に失礼だと思いましたが、この点いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 今、議員がお話しになりました点につきましては、事前に御説明等なかったというところは、本当に申し訳なかったなというふうに思いますが、子供たちのより充実した活動に向けて取り組むということで、御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） りふ・わく以上に充実した活動ができるという自信がおりになったので、この世代間交流推進事業に移られたんだと思います。ただですね、今まで、りふ・わくわ

く広場が果たしてきた役割というのは大きかったと思いますし、この子育ての支援ガイドブックとか、利府町の教育というものにも、いつも町は一つの学校の理念の下、子供たちに生きる力を培わされることを目的に、地域の方々の協力を得ながら、子供たちのために安心して安全な居場所づくりを実施していますという、本当に17年間頑張ってきたりふ・わくわく広場でございます。りふ・わくの名前で17年間親しまれてまいりました。先日、しらかし台中学校の卒業式に行つてまいりましたが、そのときは、りふ・わくの出身者、6年間来てくれた子供たちが5人ですか、その中で障害を持つお子さんも2人いらっしゃいました。私は、その姿を見てちょっと涙をしてしまいましたが、障害者のお子さんも四、五人、ヘルパーさんつきの方もいらっしゃいました。非常に親御さんからも感謝された事業でございます。私はこれがむぎむぎと消されてしまうことに、非常に憤り等感じております。ですから、もう令和5年度の予算は決まったわけですから、新しい事業に子供たちが楽しく行くことを願うばかりでございますが、ぜひ、またこのりふ・わくわく広場という名前ですね、りふ・わくという、子供たちが、もう社会人になった子もおります。私も電車の中とか、親御さんからりふ・わくでお世話になりましたという御挨拶もいただきます。議員になる前の教育委員のときにできた事業でございます。ぜひまたこれが復活されることを願っております。

そしてですね、この事業を、りふ・わくの名前をぜひ残していただくためにも、これから、いつもりふ・わくわく広場が終わるときには、保護者とか子供たちからアンケートを取っております。ぜひですね、令和4年度のアンケートも取り終わったことと思います。ここには2年度と3年度のアンケートがございますが、いつも感謝の言葉でいっぱい書いております。教育に果たした役割は大きいと思います。ぜひ、それとですね、私が教育委員をしておりまして、そのときの教育委員長さん、お二人にも大変応援していただきました。ただ、現場を見ていただいてないという思いが非常に強いので、教育委員さんですら現場を見ていただいております。ですから、廃止というものになる前に、ぜひですね、上層部の方々には現場を見て、子供たちの生き生きとした姿を見ていただきたいと思つておりました。ぜひこのアンケートを讀んでいただき、できれば令和6年度にでも、またりふ・わくの名前が復活することを願っておりますが、町長、最後をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 遠藤紀子議員の再質問にお答えします。

今、ずっとやり取りを聞いて、遠藤議員の思いの籠つた言葉の数々に、大変17年間の重みを感じておつたところでございます。ただ、教育部長からも答弁ございましたとおり、また新た

なステージに向かうということを、郷愁はあるかもしれませんが、未来を信じていけたらなと思っております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 町長にも、ぜひ現場を見ていただきたかったと思っております。

2点目の町民活動、パネル展示をしていただけるというお話でした。とてもありがたいお話ですが、前回の質問でも申しましたが、まちづくり支援事業、この補助金を頂くのには5月頃募集があったと思いますが、それから書類を提出して、面接があつて、結果が出るという、3年間で20万円頂ける、非常に大きな支援事業ですけれど、私も2つの高齢者の事業で、申請を少しだけ声をかけましたけれども、年寄りにはとつても大変だという声も聞きました。1年に一度でございますし、これが皆さんに知られていないというので、パネル展示をお願いいたしました。ですから、3月定例会に出したときも、申請の難しさは、煩雑さは理解できるような答弁をいただきましたが、申請方法ですとか、あるいはこのまちづくり支援事業に応募できるのかどうか、そういった相談もパネル展示のときに同時に相談窓口というか相談対応をしていただけるような、当局の対応いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） お答えいたします。

遠藤議員から昨年の3月に御提案いただきまして、今回、パネル展示のほうは3月の29日から4月の14日まで、約2週間。大変申し訳ございません、まだ実績報告が全て出そろっておりませんので、ちょっと期間が遅くなりますが、その時期にやりたいというふうには考えております。

あわせて、そういった部分についての説明ということですが、チラシとかそういったものも用意させていただいて、なかなか職員がずっとつくということはできませんので、そういった形での広報とか、そういった形でやらさせていただければなと思っております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 今のところ、町が支援してくださるものは、まちづくり支援事業しか支援金頂ける事業がございませんので、ぜひ町民に広く知れるような方法でお願いしたいと思っております。

2点目の、こんな大きな金額でなくても、短期間で申請していただけるようなものをという

質問をいたしました。3月議会のときには、新しく就業するような人には、T s u m i k i ですか、あそこの仕事にも、T s u m i k i は市民活動サポートセンターのような役割もあるので、新事業チャレンジ応援事業というものをやるというようなお話がありましたけれども、これは進んでおりますでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

今あった新事業チャレンジ事業ですけれども、こちらにつきましては、ちょっと詳細把握していなかったんですけれども、現在、事業提案を受けながら進めていたかと思しますので、後でもう一度詳しくは回答したいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） T s u m i k i では、いろいろな就業支援ですとか、あと本当に町民活動を支援していただくような、サポートセンター的な役割をしている場所がございます。多賀城や仙台には市民活動サポートセンターという一つの立派な建物がございます。T s u m i k i も、ぜひ、もう全面的にこの町民活動サポートセンターの看板を掲げていただいて、仙台のサポセンと呼びますけれども、そのサポートセンターで働いていた職員も1人T s u m i k i に入っております。ですから、ぜひ、いい提言も出していただけたらと思いますし、就業者に限らず、何かまちづくりの、こういうものをやりたいというときに、アドバイスしてくれる場所がT s u m i k i であつたらいいのになと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

T s u m i k i の役割ということですが、今言った遠藤議員のこととか、あとは、今現在は、やはり起業・創業とかのサポートということがメインになってございますので、どこまで今のスタッフの中で、そういったサポートセンター的なものとかもつくれるかどうかというのも、今後、ちょっと検討させていただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 以前も申しましたとおり、利府町は非常にNPOが育たない町でございます。ですから、いろいろなまちづくりに関する、若い人たちが少しずつ動き出しておりますけれども、やはりサポート体制が必要でございます。サポートセンターも必要だと思います。仙台のサポセンにも時々参りますけれども、やはり非常に資料もそろっておりますし、助言者もおります。ですから、町としてもまちづくりを盛んにするためにはサポートセンター必要と

思いますし、T s u m i k i の役割に、しっかりとその看板をかけることも必要ではないかなと思いました。そのほうが町民によく親しまれるT s u m i k i になると思いますし、ぜひ市民活動・町民活動を盛んにするまちであってほしいと思いますし、例えば、先ほど質問いたしました、りふ・わくわく広場のサポートしてくれる人たちも、立派なまちづくりの一員になると思います。

例えば、夏休みに、りふ・わくのように、夏休みは子供の居場所づくりお休みでございます。夏休みだけでも活動してもらえような、このまちづくりのNPO組織とか、町では、町の行政では追いつかないところで、サポートできるまちづくりできる町民を育てるためにも、サポートセンターが必要と思います。T s u m i k i にその役割をしてもらうような体制をもっと取るような提案をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

T s u m i k i での活動ということで、今現在、高校生を対象とした、施設利用の使い勝手がどうしたらいいかというところの調査とかもしておりますので、そういった中で、子供たちにも利用できる、そういったサポートセンター的なものができるのかどうかというのは、ちょっと今ここでははっきりとした答弁できませんけれども、これからそういったことも含めて、調査・研究していければいいなと思っております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） ぜひ。1問目の答弁の中で、インクルーシブな場所という答弁がございましたけれども、今本当に、国もインクルーシブという言葉、盛んに出ております。ですから、このまちづくりにおいても、ぜひ障害者も含めた、生き生きとしたまちづくりのためにも、ぜひいろいろなところで町民が立ち上がるような、にぎやかなまちづくりをしていただきたいと思います。と思いますが、町長、最後に一言お願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 遠藤議員の再質問にお答えします。

今、遠藤さんから御提案という形で承っております。ぜひ遠藤議員中心になっていただいて、町民活動をますます盛んにしていただくことを御期待申し上げます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、15番 遠藤紀子君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は定刻より会議を開きますので御参集願います。

御苦労さまでした。

午後2時48分 散 会

上記会議の経過は、事務局長郷家洋悦が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和5年3月13日

議 長

署名議員

署名議員